

平成20年第1回竜王町議会定例会（第4号）

平成20年3月19日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（4日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- | | | |
|----|---------------------------------|---------|
| 1 | 通学路の安全対策について | 大橋 弘議員 |
| 2 | 県道綾戸東川線の道路整備について | 小森重剛議員 |
| 3 | 東近江ふるさと基金事業の見直しについて | 蔵口嘉寿男議員 |
| 4 | これからの住宅施策を | 岡山富男議員 |
| 5 | 町職員削減による業務の効率化対策について | 圖司重夫議員 |
| 6 | 農村総合整備事業・広域圏域型について | 山田義明議員 |
| 7 | 国民健康保険税の減免や医療費の減免制度創設について | 若井敏子議員 |
| 8 | 後期高齢者医療制度の問題点について | 若井敏子議員 |
| 9 | 農業施設の充実のために | 若井敏子議員 |
| 10 | 町道西川ため池線の歩道設置について | 大橋 弘議員 |
| 11 | 地球温暖化対策の取り組みについて | 村田通男議員 |
| 12 | 国道477号の整備について | 貴多正幸議員 |
| 13 | 総合運動公園グラウンドの照明設備について | 菱田三男議員 |
| 14 | 祖父川東部に広がる一団農地の消費者に近い農業施策について | 小森重剛議員 |
| 15 | 学校施設におけるトレイ改修について | 蔵口嘉寿男議員 |
| 16 | 町内のアクセス道路の拡幅・道路整備は | 岡山富男議員 |
| 17 | 道の駅「竜王かがみの里」に通じるアクセス道路について ... | 圖司重夫議員 |
| 18 | 山口町長の再出場について | 山田義明議員 |
| 19 | 障がい児教育の推進のために | 若井敏子議員 |

2 会議に出席した議員（11名）

1番	岡山 富男	2番	大橋 弘
3番	村田 通男	4番	山田 義明
6番	圖司 重夫	7番	貴多 正幸
8番	蔵口 嘉寿男	9番	菱田 三男
10番	小森 重剛	11番	若井 敏子
12番	寺島 健一		

3 会議に欠席した議員（1名）

5番 山添 勝之

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口 喜代治	副町長	勝見 久男
教育長	岩井 實成	会計管理者	青木 進
総務政策主監	小西 久次	住民福祉主監	北川 治郎
産業建設主監	宮本 博昭	総務課長	赤佐 九彦
生活安全課長	福山 忠雄	住民税務課長	山添 登代一
健康推進課長	竹山 喜美枝	産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部 治夫
建設水道課長	田中 秀樹	教育次長	松浦 つや子
学務課長	木村 公信		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 布施 九蔵 書記 古株 三容子

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成20年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみお願いいたします。発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、2番、大橋 弘議員。

2番（大橋 弘） 私は、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

鏡、松陽台、西横関、西川等の中学生は、西川地先から須恵地先までの間を、祖父川左岸堤防を通学しています。この道路は町道であり、バイコロジーでもありますが、河川堤防ということから、防犯灯もなく、法面には竹や雑草が繁茂し、カーブも多く、ときたま車も通る、危険というか、物騒なところでもあります。

子どもたちが安全で安心して通学するためには、法面の竹や雑草を伐採するか、または通学ルートを変更するか、何らかの対策を早急に検討する必要があると思いますが、当局はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 大橋弘議員さんの「通学路の安全対策について」のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、現在、各学校の通学路は、各字から各学校に至る基本となる幹線道路につきましても、教育委員会と各学校との協議のもと定められております。そして、子どもたちが各家庭からその幹線道路に至る経路につきましても、保護者の申請により学校が許可を行うという仕組みになっております。

今回ご提示いただきました祖父川左岸堤防の通学路につきましても、ご指摘のとおり竹藪が茂りカーブが多く、見通しが悪い道であることは認識しております。現在の状況は、舗装された部分から約1メートルの部分刈り取っていただき、少しでも安全にという配慮はしていただいておりますが、それで十分というものでは決してありません。

これもご承知のとおり、通学路として利用する道路自体の整備や防犯灯の設置

につきましては、教育委員会の力ではどうにもならない部分もあり、今後も危険箇所等を整理し、関係課や関係機関との連携を図り、協議する中、環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、過去、町の関係課から各字にお願いをしていただき、竹や雑草を伐採していただいた経緯も伺い、町の判断で可能な地域・場所につきましては、伐採作業のご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

そして、このようなハード面の整備や改善とともに、教育委員会といたしましては、各学校における安全教育推進に係る指導・助言を積極的に進めてまいりたいと考えております。

既に各学校では、登校・下校に対する指導はもちろん、関係機関のご協力による交通安全教室の実施や、地域の皆様のご協力を得ながら、実際登下校に付き添い、子どもたちを直に守っていただいているスクールガードの配置も増員していただいている状況でございます。また、今年度、竜王町少年補導員会では、子どもたちの下校時にパトロールを行う班体制も組んでいただいております。

これらのように、竜王町の子どもたちの登下校はもちろん、安心・安全な学校生活を送ることに対し、地域ぐるみでのご理解、ご協力をお願い申し上げまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、大橋議員。

2番（大橋 弘） 中学生は小学生と違いまして、集団での登下校ではなく単独の通学となっています。また、ほとんどの学生が部活をやっておりまして、特に冬期の下校がライトを点灯しての帰りとなっており、子どもたちは、この間については不安を感じていることと思います。

幸い、今日まで事故・事件等は発生しておりませんが、事故等が発生してからでは遅いので、早期に通学ルートの変更を主眼に検討していただきますようお願いを申し上げます、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

10番（小森重剛） 私は、県道綾戸東川線の道路整備について質問をさせていただきます。

国道8号東川交差点から弓削・綾戸を通過し山之上まで竜王町の南北を結ぶ幹線道路は、現在、弓削から綾戸までは県道綾戸東川線として、また、綾戸から山之上までは町道中央通り線として管理がなされています。この双方の道路を比較すると、町道は2車線の車道に隣接しての東側に歩道、また、西側には植樹帯を

挟み歩道と、また街路灯(防犯灯)が設置され、完全な整備がされておりますが、一方の県道は、単純に2車線の車道に隣接して東側に歩道が設置されているだけなのが現状です。

近年、この県道区間においては交通事故が多発傾向にあります。この道路が小・中学校の通学道路となっており、子どもたちの登下校における交通事故には、大変不安を感じるどころです。この道路の交通量は年々増加しており、子どもたちが交通事故の巻き添えに遭わないためにも、その対策が早急に望まれるところ です。

この道路は、都市計画道路として幅員12mの都市計画決定がなされていますところから、現県道区間においても優先して植樹帯の整備を行い、子どもたちが交通事故の巻き添え、犠牲者になることを最大限に防ぐことのできる対策を講ずる必要があると考えます。また、現在は防犯灯らしき照明が1基もなく、夜間、歩道通行の防犯性を重視し、街路灯の設置対策も大変重要な課題であると考えます。子どもたちの命は、竜王町の大きな財産です。早急な対応をお願いするものです。

○議長(寺島健一) 田中建設水道課長。

建設水道課長(田中秀樹) 小森重剛議員さんの「県道綾戸東川線の道路整備について」のご質問に、お答えいたします。

議員ご高承のとおり、県道綾戸東川線は、昭和49年当時に竜王地区農免道路として農林事業の中で改良整備され、その後、県道に路線認定されました。改良当時は農業を主体とした交通体系から道路整備を行ってきましたが、県道への昇格後、通学路の整備と併せて歩道の拡幅改良が行われてきました。

また、交通量においては一日約1万1,000台で、町内で2番目の交通量となっており、ここ2年間で車両相互等の事故が40件余り発生しております。速度超過と安全確認が行われていないことが大きな要因と言われております。

このような状況から、これまでの交通安全対策として、歩道の幅員内で歩行者と自転車の分離のライン設置、あるいは歩道と車道の境界ブロックを高くする工事が順次実施されて来ましたが、歩道の拡幅までには至っておりません。

また、道路照明灯につきましては、綾戸地先から弓削地先において、交差点部の安全確認などに10基、防犯灯につきましては、町・地元含め12箇所設置されています。今後の防犯灯の設置につきましては、設置場所の選定、今後の町全体での維持管理経費、隣接する農地への影響などを見極めながら、関係機関と協

議・検討してまいります。

道路整備につきましては、県の財政は極めて厳しい状況ではありますが、本町といたしましては学童の通学等にも広く利用をいただいている現状から、今日までも幾度となく改善要望をいたしておりますが、県における本路線の整備ランクとしては、危険箇所の早急な改善対策等から、まだ低い状況であります。このように、なかなか厳しい状況の中ではありますが、子どもたちの命を守ることは一番重要なことでもありますので、まず、歩道と車道の分離が機能するような事業着手に一日でも早く取り組んでいただけるように、県に対しまして強く働き掛けをして行く所存でございます。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

10番（小森重剛） 今、回答をいただきましたけれども、これについては、とおりいっぺんの答えが返ってくるだろうなという回答しかいただいておりません。

その中で、今、事故件数を申されましたけれども、私も私なりに勉強してまいりました。2006年、平成18年1月1日から19年12月31日までの2年間ですけれども、これでざっと事故として取り扱われた件数が44件ございます。その中で、通学時間帯といいますか、小学生の子どもが歩いて行く時間、7時から9時の間、また下校時間、14時から17時の間につきましては14件、この時間帯において限っても14件の事故が発生しておると。また物損を除く人身が28件、2006年9月26日には、これは小学校の前ですけれども、小学生の自転車と車輛が人身事故を起こしております。そして、もう一つ、2006年1月29日につきましては橋本の信号前、歩行者の横断中と車輛の事故で死亡事故が発生しております。

このような重要なことを鑑み、それと、また、今、田中課長の方から回答がございましたけれども、歩道の見切りの嵩上げ、橋本の信号のところにしていただいておりますが、あれも自動車が乗り上げた。実は、特に橋本地先におきましては、信号のあそこで事故が多発しております。小学生の子どもがあそこを歩いて横断したりする。また、中学校のもうひとつ前の点滅信号でも中学生が自転車で横断をし、また、あそこを小学生も横断するというような状況が発生しておりますので、これは何らかの形でひとつお考えをいただきたいなと。

それで、今申し上げましたこの事故の件数からしても、やはりただ一辺倒の今の回答ではなくして、本当に町として、あその県道の施策として具体的にどのように、県にこれだけ危ないのだと、どのようにしてくれと言って要望をあげて

おられるのか、その辺について具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） ただいま小森議員さんから再度のご質問をいただきました。

まず1点目、事故の状況であります。私どもの方でも把握しておりますとおり、平成18年1月から平成19年12月までの2年間で、44件の事故が発生しております。そのうち1名の方がお亡くなりになっております。また、小学生の事故と、自転車と車輛の事故も1件発生しております。あとは、車輛相互による事故が半数となっております。事故の時間帯につきましても、朝方と夕方ということで承知もしております。

そこで、事故の状況等を併せて、実際どうするのだということで、県にどのように要望しているかということでございます。

まず、今日まで歩道拡幅の要望を行ってきております。その中で、道路アクションプログラムという県の10年計画の中にも町として再三要望をしておりますが、県としては、今現在まだ取り上げはしていただいておりません。そういった中におきましても、この要望につきましても、随時要望していくという状況でございます。

併せて、歩道と車道の分離につきましても、当面嵩上げということでお願いしております。と言いますのは、ガードレールの設置につきましても、周辺農地への農耕車等の通行も視野に入れながらということで協議をしている状況でございます。

今後におきましても、児童の数も減ってはきますが、交通安全上、引き続き県の方には要望してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたしまして、ご回答といたします。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

10番（小森重剛） もうちゃんと最後の質問になるのですけれども、いろいろ聞かせてもらっている中で、ひとつ大型商業施設の誘致を今していただくということで、また、竜王町の中心核整備ということで、公民館の横に商業施設等々を設けていただくということで、いろいろ考えていただいております。

その中で、当然、道路整備の話があがってこよいかと思うのですけれども、その中で交通量がどのように変化していくのか。また、その交通量が当然増加をしていくであろうということをお考えすると、それに対する安全性の確保をどのよう

にしていくのか。また、今度は他県からも来県される皆さん方に、周辺の土地景観はどのようにしていくのかというようなことを踏まえて、町道中央通り線につきましては、景観でちゃんとした竜の柄の入った防犯灯も設置されておりますけれども、一方、下向きにはそういうことがないということでございますので、その辺、もし、なり得ることなら、県道を町道に格下げをしてでも開発をしていくよというような意欲を持った回答がほしいわけでございます。

その部分を大きく声を大にして申し上げまして、私の最後の質問とします。以上です。その辺だけ聞かせてください。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 小森議員さんの再度の質問ということで、県道の町道への格下げということで、そこを町道にしながら、そこできちんと対応をなさいたいというようなご質問でございます。

特に県につきましては、今の財政状況を見ますと、町への格下げということは、たぶん望んでおられると思っております。しかしながら、町といたしまして、町全体の道路網整備、また、滋賀県全体の中におけます関係におきまして、また財政事情における、そういうすべてのことを総合しながら県との調整を図るということで、今現在そのような県道を町道に格下げしていこうとは、今現在要望活動はしておりません。以上お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

8番（蔵口嘉寿男） 私は、東近江ふるさと基金事業の見直しとその見直しについて質問させていただきます。

今、実施をされている東近江ふるさと基金事業は、当時、国が市町村圏構想の一環でふるさと事業の展開として、各市町村に1億円を交付し、竜王町分が9,000万円あり、これを広域での用途を限定して2市7町が拠出して東近江ふるさと基金として発足し、現在に至っていると承知いたしております。

基金が造成された当時は2市7町の枠組みでしたが、合併により現在の東近江市は旧湖東町・旧愛東町が含まれており、現在の基金の対象区域が拡大した形となっております。また、この基金を原資として生じる利子の運用により、広域観光事業等の事業が実施されており、いつまでも基金の原資を頼りに広域事業として実施している事業ではなく、本来、広域事業であっても各市町の一般会計から分担金で支出することが適当であると思えます。

基金が造成された枠組みが変わったことや、基金支出の用途がない現在の東近

江ふるさと基金を解散して、拠出した額に応じて早急に返還すべきだと考えますが、その見直しについてお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 赤佐課長。

総務課長（赤佐九彦） それでは、蔵口嘉寿男議員さんの「東近江ふるさと基金事業の見直しについて」のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

このふるさと基金につきましては、東近江圏域の地域振興を図るべく、国の財政的な支援も受けながら、10億円の基金が造成されまして、その果実運用によりまして、東近江圏域の特色を生かした魅力ある地域づくり事業を展開するということとされておるところでございます。

この基金の造成につきましては、平成2年度と3年度の2ヵ年で基金造成がされております。2市7町で9億円、滋賀県からの助成が1億円となっております。また、その造成については、地方交付税により50%の財源措置がされており、7町からそれぞれ9,000万円ずつ、2市が1億3,500万円ずつ、県が1億円という内訳での造成になっているところでございます。

次に、第一次の合併と基金造成の関係についてであります。平成16年11月に東近江行政組合に設置されました「東近江ふるさと基金事業ありかた検討委員会」において検討がなされまして、構成市町の首長ならびに行政組合議会にも、検討結果の報告がされております。

その結論を申しますと、新たに圏域となりました湖東・愛東については、基金造成の根拠が人口や面積に比例したものでないため、出資割合以上に東近江市が受益を受けるものでないと結論づけられております。そのため新たな出資は求めず、従前の町が合併し出資金を有する部分は、東近江市に移行させることとされておるところでございます。

次に事業の内容等についての事項でございますけれども、このことについてもありかた検討委員会において十分な議論がなされ、ミュージカルの活動支援、統一行事の開催支援、政策法務の研究会設置、NPO ネットワークの推進事業等について実施がされてきた状況の中、金利変動により果実の増加が見込めないことから、十分な事業選定を行い事業継続をしていくこととされたところでございます。

なお、議員より事業の内容について、広域観光事業等は分担金で処理するとともに基金を解散すべきとの提言をいただいているところでございますけれども、去る2月29日の東近江行政組合議会におきましても同様の趣旨での一般質問が組合議員より出されたところであります。その際、管理者ならびに行政組合の

局長からは、今日までの広域行政が果たしてきた役割も十分踏まえて協議・検討する必要があること、来年度において、広域行政をどのように進めていくかについて、構成市町が十分な意見を出し合い、よく協議を行い、その中において、ふるさと基金についても十分議論していきたいと考えると答弁されたところであります。

については、竜王町といたしましても来年度の中で十分な議論をさせていただき、その結論を求めたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

8番（蔵口嘉寿男） 再度お尋ね申し上げますが、基金があるわけですが、低利の状況になりまして、果実効果が薄いというような現在の状況だとお伺いしております。その中におきますと、その基金果実で広域事業がもう行えないというふうに私は判断するわけですが。

なおまた、その基金について、やはり構成が変わったということで先ほども申し上げましたように、私は、やはりそういうものはもう一度拠出した市町村に返して、さまざまな広域事業に利用していったらどうかというふうに思うわけです。

例えば、篠原駅整備につきましては、約40億円余りの事業が投資され、この分については、まだ道路分も含まれていないということでございますし、そのうちの10%を竜王町が持っていくということになれば、やはりそういった広域的な、近江八幡市もおられるわけでございますので、そういう基金が、解散されようが財源的に利用されるのではないかと。

また、近江八幡市の総合医療センターにそういうものの資金を竜王町から拠出していいのではないかなというふうに考えておりますので、そういう現状の中でやはり柔軟なご判断をいただくような形で、1年ぐらいかけて検討されるということですが、若干の見通しを再度お伺いして、この質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 赤佐課長。

総務課長（赤佐九彦） 改めまして、ご質問をいただきました。基金の低利の状況ということで、本当に従前の事業が難しくなっているのではないかと、その中で大きな見直しを必要とするのではないかと。あるいはまた、広域ということを考えても、新たな広域事業にその資金を使っていったらどうだろうと、こういうようなご質問をいただいたところでございます。

先ほどもお答えをさせていただきましたように、この基金のあり方についてはいろいろと課題もあると認識をいたしておりますので、今後の検討の段階の中で、ただいまご発言をいただきました趣旨も十分踏まえながら、そのあり方について竜王町としていろいろとご意見を申し上げていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） 私は、「これからの住宅施策を」ということで質問させていただきます。この質問は、私も何回か質問させていただきましたし、前の議員さんなどもいろいろ質問されております。よろしく願いしたいと思います。

現在、町内の新興住宅地は、松陽台・美松台・松が丘・希望が丘・さくら団地がありますが、町内の人口は1万3,500人と少しずつ減っている状態です。

第四次総合発展計画の中では10年計画で1万5,000人と、1,500人の増を計画されていますが、これからは企業の進出・拡大、三井不動産によるアウトレットモールの進出によって、町内に新居を構えたい方が多くなると思います。町長は若者定住を執行方針のひとつとされていますが、現に若者が竜王町に住みたいと言う声を聞く中で、執行部はどのように考えておられるのか。

また、新しい宅地の提供の考えはないのでしょうか。これからの竜王町の発展を見直すひとつとして大きな課題だと思えます。行政側の考えのご回答をお願いします。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監（小西久次） 岡山富男議員さんの「これからの住宅施策を」のご質問に、お答えさせていただきます。

まちづくりの目標として掲げております「若者定住のまちづくり」の推進状況については、その実現に向かってさまざまな分野から継続した取り組みを実施しているところであります。子育て世代を含む若者世代にとって、魅力あるまちづくりの環境整備として目標に掲げ、具体的に進めております中心核整備もそのひとつであり、本当の若者定住に向けては、単に若者のニーズに添っていきことや住宅環境の確保を図っていくことに加えて、福祉や教育面、地域の協働などの面から、いろいろな世代が共存することで、よりよいコミュニティや子育て、人格形成などを図っていけるような、若者世代を巻き込んだ総合的なまちづくりの構築が必要であると考えております。これからの少子高齢社会を支える大変重要な懸案事項であると認識しております。

岡山議員からのご質問は、若者が竜王町に住み続けたいと思えるような魅力あるまちであるために、その中でも特に、具体的な住宅施策や新しい住宅地をどのように考えていくのかということであります。

これらの点については、具体的に推進を図っていくために、平成19年3月には、第5次国土利用計画の町の土地利用構想としての国土利用計画を策定させていただき、引き続き10月には、都市計画の基本指針になります都市計画マスタープランを作成してきたところであり、このことを基本に、中心核整備等をはじめとする、若者定住を含めた総合的なまちづくりを具体化したいと考えております。

また、町内には、既に大手企業を含む数十社が操業しておられますが、その殆どの企業からも、若い従業員が定住できる社員住宅を望まれており、幹部の方々と協議をいたしてあり、昨年12月に国の同意をいただきました企業立地促進法に基づく産業集積の基本計画においても一定の位置づけをさせてもらっており、今後においても新たな企業進出も含め、広く情報交換を継続していきたいと考えております。

以上、私から、若者定住まちづくりについて、住宅施策も含めた総合的なまちづくり視点から回答とさせていただきます。特に、住宅施策に関連します具体的な事業手法や土地利用方針については、建設水道課長よりその状況を回答させていただきます。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 住宅施策全般に関連し、都市計画制度のサイドから、その具体的な事業手法や土地利用方針について説明させていただきます。

「都市計画マスタープラン」を昨年10月に策定させていただきましたが、この中で定める地区計画制度活用により、住宅施策につきましても一定の誘導が可能となると考えております。この地区計画制度は、都市計画法第12条の4に定められる都市計画制度であり、主として、ある一定の地区において良好な居住環境や快適な操業環境などの地区環境を維持・整備することを目的として、地区の実情を踏まえた土地利用や道路・公園などの地区施設・建築物の整備に関する基準を定めているものです。

竜王町においては、町域の大部分が市街化調整区域であることから、住宅の開発規制に限定があります。こういった中で、農家住宅以外の住宅の開発につきましては、都市計画法第34条第11号により、既存の市街化区域から約1キロメ

ートルの範囲内に存する土地の区域においては、一定の住宅が建築可能となっています。しかしながら、それ以外の区域においては、10年以上、その周辺に住居していなければならないなど、制限が厳しく、住宅の誘導は容易ではありません。

そこで、この地区計画制度は、本町の田園景観と恵まれた自然環境との調和を図りながら、一定のまとまりの中で整備基準を定めて開発を誘導していこうとするものです。地区計画の策定タイプには、既存集落型・宅地活用継続型・郊外住宅型・大規模開発型などのパターンがあり、住宅・商業・工業などの開発目的によって、策定タイプが異なるものです。現在、町の地区計画ガイドラインの策定に向け、県などの関係機関との意見調整を行っており、最終、町の都市計画審議会の審議をお願いする予定であります。そのガイドラインが定まりましたら、適切かつ効果的に地区計画制度を活用し、新たな住宅供給に向け、地区計画決定等の手続を踏まえた中で、整備推進に向けた取り組みを図ってまいります。

以上で、私からは、住宅施策に関わってのハードを誘導するための計画手続きの状況を報告させていただき、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山議員。

1番（岡山富男） ありがとうございます。特に、この地区計画をされておりますが、竜王町は市街化調整区域ということで、もう網がかかっているということで、今、課長が言われていますように、なかなかスムーズに動かないというのが現実だと思います。

その中でも、特に、鏡のところにあります、松陽台にありますIBMの、企業さんはあそこでは運動も何もしない状態で放置をされている状態で、売りに出されているという話も聞いております。そこをもっともっと利活用しながら、あそこを住宅というところは、町長も言われていたと思います。そういうところをもっともっと竜王町は積極的に動いてはどうかと思うのです。

新しい方が竜王町で住みたいと言っても、なかなか住めない。10年経たないと近隣で住めないということを言われているということですので、やはりそういう場所が今現在あるということで、そこを何とか町として購入しながら、そこを提供できるという方向にできないのでしょうか。

また、あそこのIBMを使うとなれば、何戸ぐらい家が建つのでしょうか。ご回答をお願いします。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

総務政策主監(小西久次) 今、岡山議員さんから再度のご質問をいただきました。

答弁をいたしましたように、今現在、鏡地先、松陽台付近のIBMグラウンドにつきましては、マスタープランにおいても住居系のエリアということで、土地利用構想ならびにマスタープランにおいても位置づけをしております。そういう意味で、何とか住居系をとということで、町としても計画をしております。

当然、今おっしゃいましたように、IBMのグラウンドにつきましては、数年前から何とか住宅にしたいということから、今現在も県の方で何とか事業化していただきたいということで要望もさせていただいておりますけれども、今現在、実っておらないという状況でございます。

そういうところから、ますます県の方に今お話をさせていただいておりますので、まだいい返事をいただいておりますけれども、今後においても町としても進めていきたいと。同時に、今その部分について、町で買ってはどうかというお話もございましたけれども、町として購入して供給するというのはなかなか難しゅうございますので、そういう意味で県にお願いしているという状況でございます。

戸数でございますけれども、あの面積でいきますと約5haでございますので、約120戸ぐらいは取れるのではないかなという思いはしております。以上お答えとさせていただきます。

○議長(寺島健一) 1番、岡山議員。

1番(岡山富男) 特に、滋賀県というのは人口増の県です。でも言いながら、20年度予算は、もう全然苦しい財政ということ聞いております。

そこで、県にお願いしますと言っても、県は全然動かないと思うのです。そんなところを頼むということではなしに、やはりそれなりに買って、IBMさんと町との話し合いをして、何とかIBMさんから安く購入をして、また安く売れるというように、やはり町としてそういうところを考えていただきたいなと思います。そういうのをやりながら、若者が定住できるというのを考えていただきたいし、やはり中心核づくりとか、これから新しい大型店舗等が来ますので、そういうところをもっともっと考えれば活性化のあるまち、やはり人がたくさん来なければ町が活性できない。人口が増えないと実際に活性できないのですよ。

やはり、そこをもっともっと考えれば、これも町長はいつも言っておられますよ。やはり、そういうところをもっと考えてやってほしいなと思うのですけれども、ぜひとも、これからの取り組みを期待しまして、終わらせていただきたいと

思います。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） 6番、圖司重夫議員。

6番（圖司重夫） 平成20年第1回定例会一般質問。6番、圖司重夫。町職員削減による業務の効率化対策について。

平成20年度竜王町行政執行方針における施策の大綱の中で、「第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行」とうたわれておりますが、行政改革に絞って質問いたします。

平成18年度竜王町歳入歳出決算における町監査委員の意見書の中で、平成18年度の臨時職員の人件費や法定福利費を含めた総人件費は、前年度比較で約4,400万円減少しており、人件費削減に取り組みられた成果が表れていると書かれており、私も同感するところであります。

しかしながら、職員は減少したものの、業務量は同じか、むしろ地方分権の進展により国・県からの権限移譲により、業務は増加傾向にあると考えます。そのために職員一人当たりの業務量は増加するわけですが、住民サービスまた各集落において発生する問題においても町が対応すべき問題も多く、これらの質を低下させることなく業務を遂行していくためには、思い切った効率化を図っていかねばなりません。

このようなことから、他のまちでは市町村合併をされたところもあります。適正な人員配置はもちろんです。現在の縦割り行政と横とのつながりも含め、今後の業務に対する効率化への取り組みおよび施策について、竜王町行政改革集中改革プランの進捗状況とあわせ、町当局のご所見をお伺いします。

○議長（寺島健一） 勝見副町長。

副町長（勝見久男） 圖司重夫議員からの「町職員削減による業務の効率化対策について」のご質問に、竜王町行政改革集中改革プランの進捗状況とも合わせてお答えをさせていただきます。

平成17年3月に総務省が策定いたしました「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づきまして、各地方自治体が平成17年度から平成21年度までの行政改革の取り組み事項を明示・公表する行政改革集中改革プランの策定が求められることとなり、竜王町においては、それまで進めてきたまちづくりを持続し推進していくための計画として、単に歳出の抑制のみではなく、現在の町の特性を最大限に活かし、戦略的にまちづくりを進めるため、「地域再生」を行動目標に、「財政改革」「行政改革」「意識改革」の視点から改革に

向けた項目を盛り込み、平成18年3月に竜王町行政改革集中改革プランとして策定してまいりました。

この行政改革集中改革プランの進捗状況につきましては、竜王町行財政改革推進委員会を去る3月6日に開催いたしまして、平成19年度の実施見込みをご報告させていただいたところでございます。

平成19年度において一定の進捗が見られた事項では、「地域再生」の項目におきまして、新たな産業の立地誘導として、小口地先において2つの企業が操業を開始いただきますとともに、引き続き新たな産業の誘導を図るための手段として、企業立地促進法に基づきます基本計画を策定し、平成19年12月には国の同意を受けることができました。

また、まちづくりの大きな柱でございます複合型生活拠点、いわゆる中心核の整備につきましては、周辺の教育施設や公共施設の改修、道路への歩道整備等とも合わせた総合的な計画として、国のまちづくり交付金事業への申請を行いまし、平成20年度から5ヵ年で順次取り組んでいくこととなりました。

お尋ねの町職員削減による業務の効率化対策についてであります。この計画においては町職員の削減目標を掲げておりまして、国の基準である平成17年4月1日を基準日といたしまして、5年間で4.6%以上の職員削減に対し、竜王町におきましては140人から133人へ、7人を減らす目標を定め、その達成に向け努力しているところでございます。

しかしながら、ご質問にもありますように本格的に権限移譲が進展し、業務量については今後さらに増加する傾向にあります。そのような中で行政サービスを維持し、その質を低下させないことは、行政にとって大きな課題であります。事務の効率化や、民間への事務委託さらには、臨時・嘱託職員の雇用など総合的に対策を講じているところでございます。今日までの事務・事業を再点検をいたしまして、選択と集中を図ることにより、より効率的で効果的な行政サービスの提供ができるよう改革を進めてまいりたいと考えております。

「行政改革」の項目では、第3セクターの統合等効率運営といたしまして、アグリパーク竜王と道の駅「竜王かがみの里」の統合を計画しておりますが、その実現に向けて具体的な手法やスケジュールを検討してまいりました。特に新会社の設立にあたりましては、現組織においての理解と認識の共有が大切であることから、本年夏の経営統合に向けた検討とあわせて、社内での勉強会などを進め、より効率的な組織運営となるよう、継続した取組みを促進したいと考えておりま

す。

「意識改革」の項目では、町職員の勤務評価制度について、管理職を対象に試行を行う中で、導入に向けての課題も表れてきたと考えています。今後におきましても、人材育成基本計画の実施と併せ、職員研修の実施や本格導入に向けました制度設計に取り組む計画をしております。

以上のように、行政改革集中改革プランの目標達成に向けましてさまざまな取り組みを進めておりますが、目標の達成が遅れている項目も実際ございます。平成20年度におきましては、行財政改革推進委員会・庁内行政改革本部において、今日までのそれぞれの取り組みに対する検証・評価を行いまして、現状と照らし合わせることによりまして、見直すべき項目につきましては随時見直しを行い、真に実効性のある改革となるよう鋭意努力してまいります。

以上、圖司議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、圖司議員。

6番（圖司重夫） ありがとうございます。役場内の業務には、住民サービスはもちろんですけれども、各集落への対応、また特に区長さんからの要望等、いろいろあるわけでございますけれども、その中に、最近、本文で触れましたけれども、権限移譲による業務が大変増えているということで、職員さんの方からよくお聞きするわけでございますけれども、その中で、以前、勝見副町長さまが何回も言われておりました最近の業務の傾向として、専門的な知識を持っていないと、なかなか業務をこなしていけないということによっておられましたけれども、私も詳しいことはわかりませんが、なるほど、そうかなというふうに思うことでございます。

そういうわけで、他のまちについては合併を1つの手段として、こういう業務改革と言うか、それを1つの合併の手段として踏み切られたということも聞いておりますし、次に山口町長さんに、こういった役場内の改革、そして市町合併全般につきまして、ひとつどのようにお考えになっておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） ただいま図司議員さんから、業務効率化対策のためには市町合併が必要であり、町長は市町合併についてどのように考えているのかとのご質問にお答えしたいと思います。

市町合併につきましてであります。私は今日まで、「合併はまちづくりのた

めの根幹にかかわる課題として考えており、合併の課題については、広く会議を開き、住民の声を聞き、前向きに考えていかなければいけない」との思いから、就任をさせていただきましてから今日まで、「次世代型魅力あるまちづくり構想策定委員会」「竜王町の地域再生を考えるまちづくり懇談会」「竜王の新時代を語る会」の委員会等を設置し、竜王町の将来のまちづくりについて、議論・研究に取り組んでいただきました。

また、議会「合併調査特別委員会」においても合併問題等に真剣に取り組み議論していただいたところです。議会の一般質問におきましても、幾度となく合併についてのご質問もいただいてまいりました。

合併については「次世代につなぐ大きな課題」であると判断をしており、平成19年1月に住民代表である議会・自治会・各種団体の皆様方から推薦いただき、さらに一般の皆様からも公募をさせていただきました33名の方々に構成する「竜王町市町合併推進検討会議」を立ち上げをさせていただきました。

合併推進検討会議では、研修・研さんをしていただき議論を重ねていただいてまいりました。平成19年2月に滋賀文化短期大学谷口先生によるまちづく研修会「まちづくりと市町合併」の講演、平成20年2月には名城大学昇秀樹先生より「これからのまちづくりと市町合併」について講演をいただき、町民皆様方にもまちづくりと市町合併についてのご理解と認識もより深く高めていただけたものと思っております。

さらに、区長会等にも経過と状況の説明とワークショップにより議論をしていただき、区長会で「住民の皆さんに具体的な説明を広げるべき」との意見をいただき、昨年10月から本年2月にかけて、行政から各自治区・各団体に出向いて、国・県の動向、まちの状況や今後の取り組み等について、十分ではありませんが、説明に回らせていただきました。

私も一昨年、議会において「平成19年度末には一定の方向性を示めさせていただく」との答弁をいたしておりました。去る3月7日に、市町合併推進検討会議のご提言をいただきました。私は、町長としてこの提言を真摯にしっかりと受けとめ、尊重させていただきたいと考えております。

今後は、このことを住民皆様方に十分説明させていただき、さらに貴重なご意見をお聴きしながら、広域的な合併を進めていかなければならないと考えております。議員皆様方におかれましても、ご理解賜りますようお願い申し上げます。お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、圖司議員。

6番（圖司重夫） ありがとうございます。以上、質問を終わります。

○議長（寺島健一） 4番、山田義明議員。

4番（山田義明） 農村総合整備事業・広域圏域型について、お伺いします。

農村総合整備事業は、農道・集落道および集落排水路整備や防火水槽設置、集落水辺施設整備、コンポスト設置等により、集落内および集落周辺における環境改善を目的とし、条件が整えば受益者の分担金が比較的少なく、地域力の向上に大きく貢献するハード事業であります。

本事業は、平成13年度より実施され今日に至っておりますが、以前より計画され残っている事業と、計画の変更や追加等も含めた今後の整備計画について、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

産業振興課長（川部治夫） 山田義明議員さんの「農村総合整備事業・広域圏域型について」のご質問にお答えいたします。

農村総合整備事業・広域圏域型のこの事業につきましては、議員ご高承のとおり、平成13年度に蒲生・竜王を一体地区として、事業費総額24億2,700万円の事業として、農林水産省の採択を受け事業に着手いたしますとともに、平成17年度には旧蒲生町とともに残事業等の内容見直しを行いまして、国に事業計画の変更を申請し、現在、事業総額を19億6,100万円、うち竜王町6億6,485万5,000円として事業を認めていただいているところです。

この間、竜王町におきましては、各所で農業用排水路整備・農道整備、また農村生活環境整備の農業集落道整備や農業集落排水施設整備・集落防災安全施設整備等を数多く施工してまいりました。しかし、近年の農業情勢が急変する中、当事業制度については完了までに相当の年月を要することや、事業内容等も大きく変更されることなどから、広く国民の皆様の同意を得ることが難しくなり、新たに創設されました「むらづくり交付金」事業に移行されることとなり、未着手事業につきましては「むらづくり交付金」事業で対応することとされました。

こうしたことから、本町におきましても東近江市と歩調を合わせながら、「むらづくり計画」を作成することといたしまして、「農業と自然と歴史に包まれた万葉のふるさと新蒲生野の創造」を計画の題目に掲げ、この中のテーマを「地域間交流の促進と豊かな農村環境づくり」と「地域に活力を与える良好な生産環境の保全・充実」の2つをあげて、国・県の審査を願っているところです。

また、本事業全体につきましても平成21年度を目途に完了するよう指示を受けていますことから、残された事業種目を速やかに施工できるように、地元関係者等と調整を行っているところです。

現在の当町における本事業の進捗率は76.6%となっており、ほぼ計画通りに事業を実施してまいりましたが、主な未達成事業としては、広域集落農道整備および環境管理施設として計画しているコンポスト施設の整備6ヶ所となっておりますことから、以降の事業につきましても、東近江市との調整をしながら実施して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、当町における残工事量の詳細は、農道舗装が2,365m、排水路改修が860m、防火用水施設が1ヶ所、コンポスト施設整備6ヶ所等となっております。

以上、誠に簡単ですが、山田議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田議員。

4番（山田義明） 返答いただきまして、ありがとうございます。一応、残工事を平成21年度に完了するという事になっておるということでございますので、そのように実施していただきたいと思っております。

実は、この農村総合整備事業におきましては、農道の舗装でございます。これについては非常にありがたいわけでございますが、区画整備後の農道が真っ直ぐなため、非常に前方の方が、ある意味では前方だけは非常に見通しがよいというようなことで、車の通行につきましても非常にスピードの出やすい状態でございます。こういったことで、事故も発生しやすいというような状態になります。

特に、雑草の生長が激しい時につきましては、通学児童さん、あるいは子どもさんの通行等も考えられるということで、交差点での交通事故等も考えられます。当然、自動車の運転につきましても、運転手の方につきましても十分注意をしてもらわなくてはならないわけでございますが、交差点等の種類によっては、公安委員会の標識も立っていないとかいうこともございます。こういったことで、できることなら、当然、運転手さんも注意してもらいつつも、竜王町版の交差点の標識といったものを付けてもらえないかというようなことをお尋ねしたいわけでございます。ひとつ、またよろしくご返答をお願いしたいなと思っております。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） ただいま山田議員さんから、交差点における交通事故

の対策ということで、標識等の設置ということでご質問をいただきました。

標識につきましては、公安委員会と十分協議を重ねながら設置の方向とか、またどのような方法があるかということで協議を重ねてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（寺島健一） 4番、山田議員。

4番（山田義明） 今、返答をいただいたわけですが、もちろん県道とか町道とかいう面もあるのですけれども、なかなか公安委員会の標識が立てられないようなところもあるようなことを聞いておるのです。そういったところに何か公安委員会の標識をはずれたような、停止というか、そういうものが、そういう竜王町版ということで実は質問させてもらったところなのですが、もしそういったことも検討いただけるのなら、ありがたいなと思うのですけれども。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

産業振興課長（川部治夫） ただいまの再問につきまして、ご回答を申し上げたいと思います。

今、田中建設水道課長が答えましたように、道路標識につきましては、公安委員会等の協議等が必要ということで、農道に関しますと我々基本的に町として独自で立てるものはつくっておりません。

今おっしゃったとおり、再度もう一度、私ども、また校舎会を含めて、そういうので、できるか、できないかも含めて検討をさせていただきたいと思います。

ただ、町としてはそういうものをつくっておりませんので、そのことだけ申し添えて、再質問に対してのお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後2時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時25分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。11番、若井敏子議員。

11番（若井敏子） 国民健康保険税の減免や医療費の減免制度創設にかかわって質問します。

今年、また国民健康保険税が値上げされようとしています。今回の値上げの要因について、お伺いします。今日まで何回も提案していますが、国保の医療費減免についてお伺いをします。

今、町民生活の実体は大変厳しく、国保税の支払いも大変な方がおありではな

いかと思います。憲法で保障された健康で文化的な生活は、健康でない人にとっては医者にかかれる権利だと考えます。保険料が払えない、だから病気になっても医者にかかれない、そういう状況においやられて病気が悪化する、国保の医療負担が増える、この悪循環が起きているのではないかと思うのですが、竜王町の現状について、認識をお伺いします。

既に何度か質問していますが、国保税値上げの今こそ、国民健康保険法第44条での減免制度をつくることを求めます。特別な事情を有するとき減免を受けられるという規定に基づく自治体独自の規定は全国で創設されていて、当時は厚生省でしたけれども、通知まで出して制度化を促していたものです。特別な理由として、震災や風水害に加えて、「事業の休廃止、失業などにより、収入が著しく減少したとき」も、特別な理由としている自治体に見習っていただきたいと思っています。

今年の竜王町の歳入見込みは他町のうらやむところで、いろいろな事業に加えて基金積み立てなど将来に回す計画もされています。けれども、何と云っても今日を生きる住民は、今温かい町政、弱い人たちに手を差し伸べる温かい回答を求めての質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

住民税務課長（山添登代一） 若井敏子議員さんからの、国民健康保険税の減免や医療費の減免制度創設につきましてのご質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険の医療費の動向につきまして把握いたしております概要で申し上げたいと思います。75歳以上の老人保健該当者、また、20年以上厚生年金加入者で現在厚生年金を受給している退職者医療該当者、その他の若人の方、一般被保険者の方でございますが、3つの制度別で見ますと、受診件数では、若人はほぼ平年並みであります。退職者は入院受診の多さが目立ってきております。老人は低く抑えられております。

1件あたりの日数では若人・退職者についてはほぼ平年並みであります。入院日数の伸びがやや目立っております。なお、老人につきましては低く抑えられております。1日あたりの費用額では、若人については平年並みでございますが、減少傾向にございます。退職者には、どの診療行為におきましても高くなってきておりますが、老人は減少傾向にはあるものの、平均よりは上回っている状況でございます。

退職者や老人は低受診率でございまして、高単価といった状況でございます。

また、入院については、件数・日数ともに増加傾向にあるわけでございます。疾病別で見ますと、入院では、件数・費用額とも脳内出血が高い割合を占めています。外来では、件数・費用額とも血圧と糖尿病が高く割合を占めております。全体的に生活習慣病にかかる医療費が増加傾向にあるように思います。

議員のご質問にもございましたとおり、町の医療費の中で、退職者や老人は受診率が低くて、高単価の状況でありますことから、一概に言えませんが、受診したときには高額な医療が必要であることも考えられます。

次に、国民健康保険法第44条に基づく減免制度の創設につきましてのご質問でございますが、医療費の一部負担金に対する減免でございますが、国民健康保険法第44条に規定されておりますが、その取り扱いに関しましては、特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められるものに対しまして免除・減額ができるとあり、この理由とは、世帯主等が震災・風水害・火災等により資産に甚大な損害を受けたとき、また、干ばつ・冷害等により農産物の不作により収入が減少したときなどに法の適用がされるものでございます。

この法律の基本的な趣旨は、地震災害など天災等で全町的に打撃を受けた場合や、事業または業務の休・廃止により収入が著しく減少したときなど、生活保護に準じる場合についてのみ客観性・公平性がたもたれている必要があるというものでございます。

このことから、県内25市町では、条例・規則の制定は行われておりません。1市のみ国民健康保険条例施行規則で定めがあります、取り扱い基準・内部規定は、26市町の全てにおいて定めがない状況であります。

後期高齢者医療制度も滋賀県全域で実施することや、国民健康保険も県下一本の動きが出てきておることも考え合わせまして、住民皆さんに対し同じサービスを実施していくことが望ましいことでもあると思いますことから、県内国民健康保険者で組織します滋賀県国民健康保険問題研究会で、県下統一した形を検討していただくよう要請もしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

11番（若井敏子） この制度につきましては、前の時も言いましたし、通告の文書でも明らかにしていますように、当時の厚生省がそういう制度を創設するようというところで、それぞれの自治体に対して通知を出しているという内容なので、それを滋賀県下を見ても1市だけしかつくっていないから、うちもつくら

ないのだということに理由にされるというのは、これはやはりいかなものかなというふうに思うのですね。

国保に基づく医療費の減免、それは天災とか風水害とか全町的な規模のもので収入が著しく低下し、あるいは生活保護基準に準ずるようなものというふうなとらえ方をしているという話であったのですけれども、ここに仙台市の条例を見ているのですけれども、これによりますと、事業の休廃止・失業等により収入が著しく減少した時も、特別な理由として明記がしてあるのです。

これでいきますと、災害等による時は損害割合に応じて5割・10割の免除・減額になるということで、失業等による収入減の場合は、実収入額と生活保護基準額の115%をもとに減額割合を算定して、2割・4割・6割・8割・10割の減免割合が定められていると。減免期間は、申請時期から3ヵ月というふうに決められていて、かなり詳しい資料もホームページに掲載されていたのですけれども、私が今回の減免の制度を明確にしてほしいということをお願いしているのは、言ってみれば、議員1人の報酬を提供すれば十分いけるぐらいの内容なのかなと。全く対象がどのぐらいになるのかはわからないこともありますけれども、例えば、仙台市のような例をあげて、そういうのを条例化するとしても、議員1人の報酬が全部要らないぐらいの予算でできるものではないのかなと。

もちろん、その対象の方がどんな病気になられるかにもかかってくるかなと思いますが、それは高額になれば高額医療ということの補助もありますでしょうし、国保の会計でするには、国保の会計も大変だから一般会計でそういうものが見てもらえたらなというふうに今思っているのですけれども、そんなに大変な要求をしているわけではなくて、これは当初から、この問題を取り上げている時からそういうふうに言っているわけですが、それをそのまま、よそがしていないからうちもしないのだと、将来は全県一元化されていくかも知れないから、それを待っていようとか、あるいは研究会で、今回は「研究会」とおっしゃいましたよね、今までは国保運営審議会でご相談を申し上げとか言われたのですが、私も国保のメンバーですが、一回もそういう話は出されていないのですけれども、私は、過去にこうして質問している、私としては積み上げてきているつもりで、少しずつ前へ進んでいけるものと思っているのですが、答弁が後退してしまいますと、住民のための福祉増進というのは、当然行政の仕事なのに、そこまで後退するかと思わされてしまいますので、ぜひとも、担当で予算を組むのは大変だというのは当然わかりますので、その程度の予算配分が町としてできないかというの

は町長に改めてお伺いしますので、担当としては、やはりそういう本当にここでも、今回の動向の中でもわかったように、かかられたら大病になるような現象が見えている中で、かからない理由が何なのかよくわからないですけれども、安心してお医者さんにかかれるような体制というのは、ある意味ではやはりつくっておかないと、つくってなくてそういう結果になるというのは大きな違いがあると思うのです。

そこらあたりは、本当に温かい、竜王町らしい思いやりみたいなものが出てこない、財政的には厳しい、困った、予算も組めないという状況ではないまちなのですから、そういうものをぜひ担当からも財政担当に言っていただかないことには、財政担当はやはりわかりませんから、そんな多額な要求をしているわけではありませんから、本当にそういう初歩的な制度というのは創設をしてほしい。そういう立場で改めて質問しておきたいということと、町長としての思いもぜひ、行政の本来的な任務というのは、住民の皆さんの幸せに通じる行政をしていくわけですから、道路も大変だし、アウトレットも来てもらわなければいけないのですけれども、そういう人たちに対する配慮を町長としてはどういうふうに思っているのかについて、お伺いしておきたいと思います。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） ただいま若井議員さんから再度質問がございました。

国保問題につきましては、非常に今日までから重要な問題で取りざたをされてきた経緯でございます。非常になかなか、減免・減額ということは、大変今日まで難しい状態が進んでおらないというのが事実でございます。

誰しもこういう問題については、福祉を重視していかなければいけないということは、もう重々、私も承知をしておるわけでございますが、先ほども議員1人の報酬ぐらいで賄えるのではなからうかというお話もございますけれども、これだけのものだけではまいりませんので、やはりこういうことは幅広く考えていかなければいけないと。これだけのいろいろな事業を取り組む中で、このぐらいのことはできるのではなからうかというお話がございしますが、町といたしましても、やはり一つひとつ分析してみますと、やはり地道にやっていかなければならないということで、誠に誠意が届かないお答えではございますけれども、今しばらくご辛抱をいただかなければいけないなという思いでございますが、このことにつきましては、何回となくお話も聞かせてもらっておりますので、今後におきましても、やはり後退することなく、よりよい方向性に向かって取り組んでいきたい

と思っております。

今、今日この時点で、「次回からその点はやります、減免します」ということは、今の時点では申し上げられませんけれども、今後においては十分検討させていただきたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

住民税務課長（山添登代一） 若井議員さんのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長からも答弁させていただきましたとおり、担当といたしましても、議員の申されましたとおり、この減免制度につきまして再度調査をいたしまして、また県の指導も仰ぎながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

11番（若井敏子） 町長としては、精一杯の回答だったのかなとは思いますが、議員の報酬1人分や、あるいは半分ぐらいの予算の制度をつくってという話をしていることについては、なかなかこれだけではまいりませんというお話をされるのですけれども、これだけでもまいりますよ。これ以上のことを要求するつもりはないですから、これだけのことです。年間の町の予算から言えば、本当に微々たるものです。

それだけの思いが、本当に大変な住民の皆さんに、その思いがあるかどうかなのです。そういう人たちに思いがあるかどうかというのは、極端に言えば、町長としての資質にかかわることなのです。間もなく6月には町長選挙ですけれども、町長になる人が、ご本人がどうなれるのかは何も知らないところですが、町長になろうともいう人は、もう現に今は町長ですから、そういう人はやはり住民一人ひとりの皆さんに思いを寄せた行政が必要なわけですから、一番大変な、一番困っている人、一番弱い人にどういう光を当てていくかということが問われてくる。

だからこそ私は、今、町長が後退はしないとおっしゃいましたけれども、必ずしも前に進む感じではありませんでしたので、足踏みということもあるのかなと思って聞いているのですけれども、そういう住民に対しての思いというのは、やはり町長である以上、お持ちいただいていることかと思っておりますので、ぜひ一歩進んだお考えを詰めていただきたいなというふうに思って、お願いをしておきたいと思っております。

町長になられてからだったか、議員の時だったか忘れましたが、三重県の玉木

町というところに行ったことがあるのですけれども、あそこもこの減免制度をやっているところなのですね。そこらも勉強していただいて、ぜひ導入をお願いしたいということで、これはお願いをしておきたいと思います。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。11番、若井敏子議員。

11番（若井敏子） いよいよこの4月から、後期高齢者医療制度がスタートするわけですけれども、この制度は、実体がわかりますと本当にひどい制度だなということで、制度の概要を聞かれた方から、批判と不安の声が広がっているというふうに思います。前回もこの質問をしたのですけれども、制度が未策定な部分もあって、十分お答えいただけていない部分もあったかと思しますので、改めてお伺いしたいと思います。

まず、保険料の問題です。ここでも減免についてお伺いしたいと思うのですが、保険料がどのような形でつくられたのか、その中身についてまずお伺いすることと、ここもやはり減免の制度があるわけですけれども、その減免の内容、滋賀県独自の制度があるのかどうかについてお伺いしたいということと、また、この制度に町として一般会計から負担して支援するという、そういうお考えはあるのかどうかについてもお伺いしたいと思います。

保険料は2年ごとに見直しされるということですが、高齢者の保険料負担がどうなれば増えるのか、増える要素についてお伺いしたいと思います。

特定健診ですけれども、今までの住民健診とどこがどう変わるのか、検査の内容や費用の負担について、お伺いしたいと思います。

激変緩和措置ですけれども、高齢者に対してどのように周知をしてこられたのか。激変緩和の対象でない人が、自分は対象者だと思っているという方がおられるのですけれども、そういう方たちに対して丁寧な説明ができているのかどうかをお伺いしたいと思います。

後になりましたけれども、65歳以上で、特に障がいのある方についてですけれども、何人おられ、この障がいのある方は65歳以上で後期高齢に入ることができるのですけれども、そのことについての説明は100%終了しているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、現時点でもうすぐ4月発足という時ですけれども、担当としてどんな問題があるとお考えになっているのかと、ちょっと心配な点があれば、それはどこのことかと、それはどういうふうにして解決していくのかと、その辺についてお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

住民税務課長（山添登代一） 若井敏子議員さんからの「後期高齢者医療制度の問題点について」のご質問にお答えいたします。後期高齢者医療制度につきまして、6点ほどご質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目では、滋賀県後期高齢者医療広域連合の法定減免制度につきましてのお尋ねでございますが、ご承知をいただいておりますとおり、昨年11月の同広域連合議会において滋賀県後期高齢者医療条例が可決され、その中で法定減免制度が規定されております。

後期高齢者制度の減免につきましては、その世帯構成などの面から、高齢者で構成される後期高齢者医療制度に近い介護保険制度の減免制度を基本に、「災害、病気、事業の廃止・失業、自然災害による所得の減少」について、減免対象にすることとされております。さらに、これに加えて、刑事施設等に拘禁された場合は保険制度が使用できなくなることから、滋賀県独自の減免措置が追加されております。

低所得者に対する軽減措置については、世帯の所得の状況に応じ、国保と同様、7割・5割・2割の軽減措置が設けられておりますが、障がい者に対しては保険料に関して軽減措置は設けられておりません。

次に、2点目の質問でございますが、保険料はとなると増えるのか、増える要素についての質問でございますが、この制度は、少子高齢化が進む中、国民みんなで支えあっていく制度として構築されたものでございますので、公費負担、現役世代からの支援、被保険者からの保険料でその費用を負担することとなっております。医療費が増加する場合にはそれぞれの負担が増えていくこととなり、持続可能な制度とするためにも、状況に合わせ一定の改定が必要であると考えます。

次に、3点目の特定健診ですが、後期高齢者医療制度では、健康診査と位置づけられております。法律では努力義務とされているところでありますが、滋賀県後期高齢者医療広域連合としては、後期高齢者それぞれに合った生活の確保や介護予防の観点、さらには生活習慣病の早期発見のためにも、健康診査は重要であると考え実施することとなりました。実施につきましては、住民皆様に健康診査を受診していただくのに最も利便性がある市町での受託により実施となったところであります。

さて、議員ご質問の住民健診と健康診査についてでございますが、大きく変動

はないものであると認識いたしておりますが、健診内容としては、必須項目の問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査、検尿であります。また、費用の負担であります但従来1,300円でありましたのを1,000円にして受益者負担をお願いするものですが、75歳以上の後期高齢者被保険者につきましては、無料といたしたいものであります。

次に、4点目の激変緩和措置についてのご質問ですが、75歳以上の被用者保険の被扶養者が後期高齢者医療制度に移行されますが、新しく保険料の負担が生じることから、当初、均等割額の半額を2年間納付する特例措置でありましたものが、さらに激変緩和措置として、4月から9月までは無料、10月から翌年3月までは均等割額の9割を減額とするものとなりました。

このことにつきましては、平成20年1月号の町広報でもお知らせをさせていただいているところでございます。また、依頼のありました自治会へは、職員が出向きまして後期高齢者医療制度の概要説明を行っており、今日までに15自治会で約700人の町民さんにご説明させていただいておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、5点目の65歳以上で一定の障がいのある方で現在老人保健医療制度の適用となっております方は、意思表示がなければ後期高齢者医療制度へ移行することになりますが、現在加入の医療保険に残るか後期高齢者医療制度に移行するか、選択することができます。

このことにつきましては、平成19年12月に該当者の皆様へ制度の概要説明等につきまして文書でお知らせをいたしております。このことから、現在、来庁いただき意思表示をされました方は、62名中36名となっております。

次に、6点目の4月を迎えるにあたり問題点とのことでありますが、老人保健制度創設から四半世紀ぶりの新制度がこの4月から始まることとなり、人口の急激な高齢化と医療費の急増に対し、今後も皆保険制度を維持するために新しい制度となっております。これまで、この制度改革の趣旨や皆様の保険料等についてできる限りの広報活動に取り組んできたところでございますし、システム準備につきましても、現在まで大きな問題もなく、広域連合と連携しながら取り組んでおります。

何分、新しい制度ということで住民の皆様におきましても不安はあろうかと思っておりますが、十分ご理解いただきまして、住民の皆様の声を十分お聞きしてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。以上、若井議員さん

からの質問のご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

11番（若井敏子） 集落の方からこの問題については、要望があれば説明にきているし、15集落700人の人に説明をしたいというお話が中ほどにあって、最後には、住民の皆さんの声を十分お聞きしてというふうにおっしゃっているのですね。15集落700人では、やはり住民の皆さんの声を十分お聞きしている状態ではないと私は思うのですね。現に、うちの集落には来てもらえないのかという話が何件かありまして、そこもやられていないところでしたし、しかも先ほど障がい者の話をしましたけれども、障がい者について、どうなのかということ、これ人数は言ってもらってなかったですね。障がい者については、電話がかかってきて「どうする？」と言われて、「どっちでもいい。いいほうにしておいて」と言ったら、「ほうかという話だった」という話で、結局なんで、そういう返事を本人はされているのですね。されながら私のところには、なんで障害者だけ65歳からなのか。なんで、私たちだけ別物にしているのか。いいことなのか、どっちなのか」と言って聞いてこられるのですね。だから、やはりわかっておられないということかなというふうに思っているのですけれどもね。

本当に周知をするという、いくつか周知ができているのかという話を聞いているのですけれども、周知するというのは難しいのですね。広報に載せたから知らせたのだという、なかなか広報を見てわかる人はないのですね。電話をかけてもらってもわからないのですね。どうして周知をするのか、どうしてわかってもらう努力をするのかということ、もう既に苦勞もしていただいていると思うのですが、もっと苦勞をしてもらわないと周知徹底にはならないと思うのですね。

特に、この新しい制度は、そういう時間をかける必要があると思いますし、実施は4月ですけれども、保険料負担とかはあとになる人もありますから、そういうことも含めて、やはり周知ということの努力を積んでほしいのがまず1点目です。

障がい者の人について言いますと、結局後期高齢者医療制度の保険料の中には資産割の保険料負担がないから、資産を持っておられる人にとっては、国保に加入されているよりも後期高齢の方がよろしいよということなのかなとっているのですけれども、これをもう少し具体的にわかりやすく、議員の皆さんにもご説明していただけるとありがたいというのが2つ目です。

滋賀県は、均等割が3万8,175円ですと、区割りが6.85%で1人当たり

年掛平均7万2,955円で月にすると6,080円というふうに聞いているのですけれども、これは本当にお年寄りにとっては大変な保険料負担ですね。保険料を検索するシステムがホームページとかに出ていてやってみるのですが、100万円ぐらいの年金所得で対象の一人暮らしの方で見ると、年間1万1,400円ぐらいの保険料です。100万円の年金で1年間生活しようという人は、月額にすると10万円もないわけですね。生活そのものでも大変なのに、介護保険料も国保料も、この人がどのぐらい引かれているのかよくわからないのですが、その上にこの後期高齢の保険料負担をする、本当に大変なことになっていくと思うのです。

本当に大変なことになっているという状況も十分理解をしてほしいし、しかも、その保険料が2年ごとに上がるのですね。下がるという保証は、まずないのでですね。上がるのです。上がると言ったら、負担割合が1割だから一緒だと言われる。1割は一緒でも、総額が増えれば負担は上がるわけですから、よく説明の中でも「1割負担です」、「保険料は1割負担です」と、1割と聞いていると上がらないような認識をするのですが、そうではないのです。

総額が増えれば上がりますし、しかもご存知かどうか知りませんが、厚労省の文書を拾いますと、この1割負担というのは1割ではないと書いていましたね。世代間の負担の公平を維持するために、人口構成に占める高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組みを導入すると書いてあるのです。いつまでも1割かなと思ったら、そうではないということが書いていましたから、これも増えるもの、やはり保険料は上がるのではないかなという、そういう説明まで本当はしてほしい。この制度はこういう制度ですと、言いにくいですし、言いたくないこともいっぱいあると思うのですけれども、やはりこれは言わないと制度そのものが、いいことだけ言っていたらいけませんから全部言ってほしいと。

だから、そういう意味では周知をもう一度どうするかをお伺いしたいのと、減免制度は111条ですね。今言っておられる天災や何やらでなくても、収入が減る原因があればという部分もありますから、これはぜひ国保と同じように創設をしてほしいと思います。

それから健診ですけれども、中日新聞をこの間読んでいたのです。これはものすごく大事ななと思って見ていたのですけれども、ちょっとコピーしたものであれなのですが、いつでしたか、また調べますけれども、ここには、大阪大学医学

部の磯博康さんという先生が書いておられるのですけれども、こんなふうに言っておられるのですよ。メタボの健診が非常に重要だという話が出ているのですけれども、肥満していなくて高血圧などのリスク要因が複数集積している人は、肥満があって、リスク要因が集積していない人の2倍で、さらに腹部肥満の有無により脳卒中・心筋梗塞のなりやすさには、大した差がないということをおられるのですね。この人は、その健診が変わることについては非常に危険だと、危機的だという話をしておられるので、これはまたお渡ししますけれども、この健診がこれでいいのかどうか、住民検診の充実は、うちとしてはもっとしないといけないのではないかということについては、もう一度十分吟味してほしいなというふうに思いますので、これについては、またお渡ししますので、勉強してもらえたらなと思います。先の2つだけ改めて質問しておきます。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

住民税務課長（山添登代一） 若井議員さんからの再質問にお答えをいたします。

広報の啓発の関係と、保険料の関係の国保と後期高齢の差という部分でのご質問かなというふうに思っておりますが、それぞれの周知をするということで、広報につきましても、この制度ができますということで、19年の夏ぐらいから広報等も通じましてお知らせをし、また該当の多い老人クラブさんにもお話をさせていただき中で、概要の説明をさせていただいておるところでございます。

議員仰せのとおり、皆さん方全員に同じご理解をしていただくというのには、広報一つだけでは十分でないということも認識をしているところでございますけれども、特に、65歳以上の寝たきり老人の該当の方が、今の老人保健の方から後期高齢の方に移るということで、対象の方は62人おいでになりました。

先ほど申し上げましたとおり、36名の方がご相談いただいて、内容を知っていただいているような状況でございますが、引き続き、広報等も4月からも改正の内容につきましても、また周知を引き続きしていきたいなと思っております。

また、2点目の保険料の関係でございますが、後期高齢におきましても、均等割が3万8,175円と所得割が6.85%でございます。ご承知のとおり、資産割がないわけでございますので、現在竜王町の国保と比較いたしますと、国保ですと資産割が2.4%ということになります。国保の所得割は5.7%でございますので、後期高齢が6.85%ということで、同じ所得があったとしても、その分は高くなるというふうになります。また、均等割につきましても、今2万7,700円だと記憶しているのですが、後期高齢は3万8,175円ということで、

後期高齢の方が同じ所得であれば高くなるように思うわけですが、ここに資産割というのが後期高齢の方ではないわけでありますので、国保の方は24%を固定資産をお持ちの方につきましては、課税させていただいているということで、それぞれ資産がある方が後期高齢の方に移られるというふうになると、資産の金額によりますけれども、国保よりも後期高齢が安くなるという現象も起こるといふふうに認識をいたしております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

11番（若井敏子） もう1つ聞き忘れていたのですけれども、今度この後期高齢のスタートに合わせて、国保の65歳以上の人の保険料が特徴になるという話でしたよね。それはもう連絡済み、周知されているのでしょうか。国保の保険料を年金から控除するという話がありましたよね。それが十分伝わっているのかどうかというのを改めて伺います。

私は、実を言いますと、この間、県の後期高齢の連合会の方に電話をしたり厚生労働省に電話をしたりして、いろいろ聞いていることがあるのです。それは何かと言いますと、うちも父親はお医者さんにかかっていますし、かなり大きな器械を借りて治療をしていますもので、その治療費の窓口負担がどうなるのかということが大変心配だったので、それを聞いているのですね。

ところが、厚生労働省では、まだ正式にはいろいろな、選挙からみもあって決まっていないところがあるのですという話ではあったのですが、この間の国保の会議で診療所のお医者さんが、本当にこれは大変なのですよという話をされたのですね。だから、一度診療所の先生に教えてもらわなければいけないなと思っ

ているのですが、窓口の医療費負担が包括払いになるという話が出てきているのですね。これはまだ確定していませんけれども、そうなってくると、本当に病気を抱えている75歳以上のお年寄りというのは、保険料負担も去ることながら医療費はどうなるのかと、窓口負担はどうなるのかということがものすごく大きな問題になってくるのですね。

確定していないことですから、まだ不安を煽ってはいけませんけれども、お医者さんが心配しておられる点はその辺ではないのかなと思いますので、周知徹底というのは痛い話ですし、言いにくい話ですけれども、よい方に変わるのならいくらでも言えますけれども、こんな制度改革は本当に説明もしにくいところかと思うのですが、やはりきちんと話をしてもらおう。ところが、これもこの議会で私は質問しますけれども、何も、担当者は徴収事務をするだけのところ

から何も言えないのですね。だから、ぜひ町長にお願いをしておきたいと思うのですが、広域連合の方には町長自体が議員として向こうに行っていたいでいるわけですから、本当に具体的な実情、住民の皆さんの実情をしっかりと把握してもらって、それを向こうの議会できちんと伝えと。改善のために努力をするということについては、派遣されている議員としての任務をぜひ果たしていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

住民税務課長（山添登代一） ただいまの若井議員さんからのご質問でございますが、国保の65歳以上の方で年金を受給されている方におきまして、介護保険と国保の保険料が年金支給額の2分の1以下の保険料の場合につきましては、国保の保険税を、65歳以上の世帯でございますけれども、年金から引き落としをするというものでございます。

これは、20年10月からスタートということで、このことにつきましては、今の後期高齢の説明会でも説明をさせていただいておりますけれども、この部分につきましても広報で周知をさせていただきたいなと思っております。

もう1点の包括払いの方でございますが、これが今、国の方におきまして、後期高齢者にふさわしい医療制度ということで検討がなされているということでございまして、内容につきましても、十分こちらの方にまだ伝わってきていない部分がございますけれども、75歳になったからと言って必要な医療が受けられないというようなことではないですよということは聞かせていただいております。制度につきまして、この内容につきましては、見守っていききたいなというふうにも思っておりますので、ご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） 若井議員さんから、後期高齢者問題についていろいろときめ細かくご質問もございました。

これはもう、この4月から始まるわけでございますが、自分もちょうどその年代に入っております。本当にこれからの医療は、お医者さんにもかかれないなというような話をしておりましたが、非常に医療問題も厳しい状態は避けられないと、このように思っております。こういったことで、連合会の方におきましても、いろいろな問題点を精査していただくように議論をされてまいってもあります。

省みますと、この問題につきましては、年金に入っておかなかたら大変なことだなということをお思っております。自分としては、20歳代の折りから国民年

金に、いまだき年金で何のことだというような時から入らせていただきました。それが、今こういう時代になってまいりますと、年金に入っていてよかったなというように今痛切に感じておるところでございます。皆さんがそういうわけではございませんけれども、こういったこれからの後期高齢の問題につきましては、やはりしっかりとみんなが支え、また、医療が安心して受けられるような方向性に持って行っていただけるように、努めて努力をさせていただきます。お答えいたします。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。11番、若井敏子議員。

11番（若井敏子） 農業です。

この10年余りで生産者米価は4割近く下落し、米価は1俵当たり平均1万2,000円にもならず、農業従事者の1時間当たりの労働報酬は、わずか256円という計算がなされています。農家の皆さんは本当に限界状態だと思います。

この状態を打開するために、日本共産党は農業再生プランを発表して、農業と農家の暮らしを守ろうと訴えているところです。このプランには4つの提言がありますけれども、その中のいくつかを紹介しながら、町長のご所見をお伺いしたいと考えているところです。

1つ目は、農産物の価格保障と所得補償を組み合わせ、農家が安心して農業に打ち込める再生産を保障するという問題であります。生産者米価は一俵1万7,000円以上に引き上げるということを提案しています。

2つ目は、「品目横断対策」を中止して、家族経営を応援するとともに、大規模経営や集落営農も含めて、農業を続けたい人、やりたい人すべてを応援する農政に切り替える問題であります。

3つ目は、輸入自由化をやめて、「食料主権」を保障する貿易ルールをつくる問題であります。先ごろ、町長にはこのプランをお渡ししておりますので、ぜひお読みいただいてのご感想なりご意見なりをお伺いできればと思います。

次に、町内の各集落営農組織の経営状態についてお伺いをしたいと思います。各集落営農の経営状態をどのように把握しておられるのか。また、その集落営農に対してどのような支援をされているのかについて、お伺いしたいと思います。

営農組織がトラクターやコンバインなどの大型機械を導入したり更新したりする時の補助制度を持っている自治体が、県下ではいくつかありますけれども、竜王町でもぜひ創設をいただきたいと考えているところですけれども、ご所見をお伺いしたいと思います。

次に、米や野菜などの地産地消についてお伺いしたいと思います。アグリパークで使われる野菜や給食用の野菜、あるいは非農家のお家が消費される野菜の需要予測に見合った生産計画を、JAの協力などで立てていただいて、計画的な栽培ができないものかと考えているところですが、この問題についてのお考えを伺いたいと思います。

食育推進基本計画と言うのがありますけれども、このことについて竜王町はどのような取り組みをされているのかについて、お伺いをしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

産業振興課長（川部治夫） 若井敏子議員さんの「農業施策の充実のために」のご質問にお答えいたします。私より、ご質問の後段の集落営農ならびに地産地消に関するご質問について、お答えをさせていただきます。

第1点目の集落営農に関するご質問であります。国内での今日の農業経営、とりわけ営農組織の経営状況につきましては、日本農業新聞が昨年10月29日に全国50集落営農を対象とした経営実態調査の結果を、11月8日付に掲載しておりますが、これによりますと2007産の米価が下がったときでございます。それを受けての調査でございますけれども、その結果で、「採算割れが見込まれ、かなり厳しい状況」であるという回答が約4割近くあり、また、赤字決算になる可能性が強く「採算割れまでいかないが、利益が縮小し、やや厳しい状況」であるという回答が6割近くあったと記載されており、さらにまた、政府についても「経営安定対策の充実」「農産物の価格の浮揚と安定」の政策を求める回答が5割を超えるとされております。このことから、議員ご懸念のとおり、農業経営としては依然と厳しい状況であり、農政に対する強力な支援が求められていると考えております。

一方、竜王町内では、現在、20集落が特定農業団体で集落営農として取り組みをいただいております。その経営実態の大半は、米の生産調整にかかる転作の協業であります。このようなことから、本町の農業経営状況は議員仰せの必ずしも赤字でなく、殆どの集落営農が黒字であります。その黒字の要因は、国の施策による支援すなわち補助金があることと同時に、地形利便性から大型機械の導入による作業の省力化・効率化によるところが大きく、経営に反映をいたしていると考えております。

しかし、現在国の施策であります担い手施策（認定農業者・特定農業団体等）

に乗らない集落営農および農家にとっては、議員仰せのとおり赤字であると思われます。

一方、認定農業者にとっては、経営規模によって経営状況は違いますが、集落営農と同様に、国・県の施策による支援等から、黒字経営をされているとお聞きしております。

こうした中で、町内の営農組織に対する支援であります。現在、県の市町総合振興補助金として、平成18年度までで6集落、平成19年度では2集落が、また、20年度から22年度の3カ年で、9集落から農業機械の導入の意向を伺っているところであります。今後こうした補助事業により多くの集落が機械導入を検討されております。本町は、この県の事業に対しましても、町補助金として10%の上乗せを独自で行っております。

なお、お尋ねの県内自治体での補助制度につきましては、県全体では集約はいたしておりませんが、滋賀県の半分近くが東近江地域に農業が集中しているということで、東近江地域管内では、本町と同じように県の補助事業への上乗せ補助をされている自治体が3市町、また、これ以外に自治体独自の補助制度があるのは1市のみであります。

次に、2点目のお尋ねであります地産地消につきましては、本町では他市町に先駆け、アグリパークならびに道の駅を活用して農産物の直売所を設けて、町内を含めた周辺地域の方々に安心安全の農産物の提供、レストラン・学校給食センターでの米飯給食の米、野菜等の食材の提供を通して、すべてではありませんが地産地消の取り組みを積極的に行っているところであります。

地産地消につきましては、議員お尋ねのとおり、国におきましても平成18年度において食育推進基本計画が定められ、この計画に基づき、また、県におきましても平成19年6月に滋賀県食育推進計画「まるごと“おうみ”いただきますプラン」が策定されまして、平成23年度までの5カ年で施策展開として、地場産物を取り入れた施策の展開が進められています。こうしたことから、町としては先に申し上げました地産地消への取り組みを引き続き積極的に展開してまいりたいと考えております。

なお、議員より提案をいただいております、学校給食等への野菜等の需要予測に見合った生産計画につきましては、消費者等が求める旬の野菜を適宜に多品目かつ一定数量を確保することについては、現在の露地栽培からハウス栽培への転換が必要であり、大きな課題であります。そうした中で、町内の食品会社から年

間を通じた野菜の大量契約栽培が求められており、これにもハウス栽培が必要であり、現在、地域の生産組合で生産農家を募っていただいておりますが、新たなハウス設置など難しい状況であることから、今後、町といたしましてハウス栽培定着に向けた施策を検討してまいりたいと考えております。

以上、若井議員さんへのご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） 若井議員さんのご質問にお答えいたします。

はじめに、農業の専門である町長に聞くとのことではありますが、専門家というものではありませんので、現在の町として取り組んでいる施策についてお答えいたしたいと思っております。

農業施策については、議会や農政連から、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策や農地・水・環境保全向上対策の農政3改革対策について、陳情書や意見書をいただいております。どの対策についても、農業者としては事務作業量が大変多く、苦勞して取り組んでいただいているのが現状であります。平成19年度より取り組まれましたこの農政3改革対策が、これからの農業振興の決め手となることが期待されるものであります。

竜王町の農業振興の推進の基本的な方針は、1点目に農業生産基盤整備として、優良農地の確保と農地の流動化推進。2点目に魅力ある農ビジネスの振興として、アグリパーク竜王構想の着実な推進、農畜産物の流通整備およびブランド化、都市と農村の交流、他産業との連携、地産地消ならびに食育の推進等の推進であります。

3点目に農業経営基盤の確立として集落営農のリーダー、認定農業者ならびに農業後継者の育成指導、特定農業団体への法人化を含めた育成指導、女性の農業経営参画等に取り組んでおるところであります。

特に、議員仰せの集落営農組織では、去る3月16日に田中集落の特定農業団体グリーンファーム田中が、竜王町で集落営農としては初めて農事組合法人の設立をいただいたところであり、これからの竜王町農業経営に明るい一石を投じていただいたと思っております。今後さらに各集落においても進めていただけるように思っております。これからの竜王町農業の繁栄に努力させていただくことを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

11番（若井敏子） 質問している中身についてお答えをいただいておりますの

で、私はこんなふうに考えるのですけれども、食糧の自給率なのですけれども、今39%と言われているのですね。国民1人当たりの1日平均の摂取カロリーというのは2,500calですから、39%と言うと、だいたい1,000cal分ぐらいは自給ができるのだと。2,500calでどんなものを食べられるのかという話ですけれども、かなりのものが輸入に頼っている部分がありますから、ご飯1杯と魚を1匹焼いて、あとカロリーが足りない部分はお芋で補うと、それで1,000カロリーと。とすると、私は1950年生まれなのですけれども、あの当時はそういう生活をしていたのと違うのかなというふうに思うのですね。

今、食糧自給率が非常に問題になっていますけれども、1950年当時の食生活しか、もし輸入のものに頼らなくなったら、そういう生活しかできないという状態が今起きているのですね。本当にたくさん食べるものがあると、毎日毎日食べるものがいっぱいあると思っているのですけれども、実際に自給できるのはそれだけなのだというふうに思いますと、餃子事件もわかりですけれども、本当に自給率を引き上げることは至上命令ではないのかなというふうに思っているのですね。

そういう農政が今、本当に国の機関の中できちんと据えられているのかということをやはりきちんと見ていかなければいけないということと、そういう立場に立てば、少なくとも竜王町の中で住民の皆さんが安心して食べられる、安心して、竜王町の中での自給率を高めていく努力というのは、町の方針として持つべきではないのかなと私は思うのですね。

それで、当初の質問の中でも、地産地消ということで話をしたのですけれども、私も実を言いますと、大阪の知り合いに家の米をちょっとあげたら、非常においしいという話をされまして、私たちが売っている、売っていると言うかつくっている価格と同じだけの価格を大阪で出しても、こんなうまい米は食べないという話をしておられるのですね。それは、私は竜王町の中にもそういう方はたくさんいるのではないのかなと思うのです。別にスーパーの米が安くてまずいということを言おうとしているのではなくて、竜王に住んでいながら、本当に竜王のおいしいご飯を食べていない家庭はたくさんあるのではないのかなと。

今、給食では、子どもたちがそういうおいしいご飯を食べてもらっているという現状がありますから、子どもはきっと家に帰って、家のご飯となんでこんな味が違うのかなと思っているのかも知れないなと思うのですが、竜王の中で、本当に竜王の人たちがつくっているおいしい米が竜王の皆さんの口に入るような手

立てを、町とかＪＡとか生産者とか、そういったところが連携してつくっていくという努力は、これは農業に対する竜王町の構えという意味でも大事なことはないのかなと思っているのです。

当初に質問しているのはそういうつもりで質問しているのですけれども、ＪＡがそういう協力をするところなのかどうか、もうちょっとよくわからないところもあるのですけれども、まさにこれが食育基本計画の中で言われている地産地消の取り組みではないのかなと思うのです。

私は、本当に農政担当の方には、竜王町の農業、竜王町の住民の皆さんが安全・安心の農産物を口にできるような体制を、竜王町として責任を持ってつくるのだという気概と構えを持って取り組んでもらえないものかなという思いがあるのです。そういう意味で、そういう取り組みを要請しているところなのです。

住民の皆さんがスーパーで野菜を買われることがだめと言ってはいけないのですけれども、産直ボックスとか野菜ボックスとか言って、農家で発送しておられる例があるではないですか。淀川生協にも出しておられるのかも知れませんが、私は淀川生協より、やはり竜王の住民の皆さんに、恐らく住宅で畑はしておられないような方に、そういうボックスをつくって買ってもらう、竜王のおいしい野菜を買ってもらうというシステムづくりみたいなものを、ぜひしてほしいなと思うのです。その辺はぜひ研究してもらって、つくれないかどうかということについて、取り組んでもらうということだけでもちょっとご答弁をいただくと、というふうに思います。

大阪なのですけれども、私はこれを見てびっくりしたのですけれども、大阪府なのですけれども、食育基本計画との関わりで、すごい取り組みをしているのですね。ちょっと資料がどこかにいってしまいましたけれども、ありました。条例をつくっているのですね。「大阪府都市農業の推進および農空間の保全と活用に関する条例」というのをつくっているのですけれども、これを見ていると、「国の認定対象とならない小規模農家も、担い手として認定し支援措置を講じる」というふうになっているのですね。ここでは、経済的機能・社会的機能・環境的機能の２つ以上の機能を実現する経営計画を立てて、その実施を約束する農業者を支援するという体制を２０００年からつくっておられるみたいですね。

私は、こういう体制づくりみたいなものを竜王町でほしいなと。このことは食育推進基本法にも通じることだと思いますし、本当にやりたい人、続けたい人、たとえ５反でも３反でも米を植えようとする人を支援するような体制につなが

るのではないかなと私は思うのですね。そういう幅広い取り組みを、認定農家だけだと、法人化することだけが国が言っている方向だから、そうするのだということではなくて、竜王独自のそういう取り組みをぜひ推進してもらいたいという立場で、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） 貴重なご質問、大変ありがとうございます。

今、自給率の問題も出ました。私は、今日までこの農政問題に取り組んでおる一部を報告させていただきます。

農業施策であります。申すまでもなく、政府の施策は猫の目のように様変わりをしているということは、皆さん方もご承知のとおりであろうと思います。

農業の原点は米であります。この米が年々、価格が下落し、これでは農業を立ち上げることはできるわけがありません。政府はさまざまな施策を打ち出しておりますが、これに対応するには大変事務労力が要り、農業者がついていけないような施策であります。

このことにつきましても、一昨年、農水省の方に議員各位と懇談をいたしました折りに、今この問題を政府としては、施策を取り入れてもらえますけれども、こんな農業者に大変な作業を押し付けるということは無理難題な、もう少し変わった施策がないのかということも議員各位から抗議をされた経緯もございます。そういうことにおきまして、私もこの農業問題にしっかりと取り組んでいかなければならないというように思っております。

その後で、今年でございましたが、そういう農業者の方から大きな声が上がったということで、全国的に大きな声になり、この事務量は3分の1にするというように決めたと、代議士の方から報告を受けました。農家の方がパソコンを打って大変なことであるので、政府としても、これはいけない、方策も考えなければいけないということで、事務量は3分の1にやりましたという報告も受けたところでございます。そういったことで、政府はさまざまな施策を打ち出しておりますが、今も申しましたように、これに対応する労力の配分をしっかりと考えてもらわなければならないということでございます。

このことの前にも、私は議会当時から、議員さんをはじめ農政連の方や農業委員さんと15年ぐらい前から皆さんと一体となって、毎年毎年、農水省に、各関係機関に、現在まで農業施策の安定について要望をさせていただいているのが事実であります。今から5年前だと思っておりますが、平成15年に湖国選出の国会

議員と同席をしておりました時に、「先生、こんな農政では農家はどうしろというのですか」と話をいたしましたところ、そしたら「一度東京へ出てこい」と言われますし、これを私は受けまして、農水省との行政懇談を計画いたし、議会や農業委員会・農政連に呼びかけをいたしました。ところが、盆の月でもあることから、8月でしたので、大変皆さん方お忙しいということで、誰一人仲間ができませんでした。

私から提案したものでありますので、忘れもしませんが、その年の8月11日に懇談日が設定されました。この日は、私の家の先祖の墓参りでありましたが、この重要な懇談をする日であることから、そんなこと言っておられませんので、お寺さんに6時に参るから早く務めをしていただきたいということで、先祖の墓参りを早く済ませ、即上京をいたしました。

湖国選出の代議士の東京事務所に合流し、農水省に同行しました。当日は、前食糧庁が総合食糧局に名称が変更になった日と重なったことから、局長はあいさつ周りとのことで、農政減反施策の担当部局ナンバー2の、確か伊藤次長さんだと思っております。その方と湖国選出の代議士と私と3人が、2時間余り農業施策について議論をしまいいりました。

その時、私は、国はいかに米の輸入をもっと減らせないのかと質問をいたしました。ミニマムアクセス米については、現在7.2%の農業合意ができていますので、これを今、日本国は5.2%、つまり2%を減少せよとの交渉を続けているのであるが、当時、EUが現在米を相当生産されていることから、交渉が難航している状況と話されておりました。

平成15年7月は、非常に冷夏でありました。今年の作況指数は100を割るであろうとの話が出ました。その時私は、100を割っても、絶対に緊急輸入はしてはならないということを強く抗議をしたところでもございます。

その後、11月末に作況指数が新聞に載りました。その時に、緊急対策として麦あと水稻作付け対策が打ち出されました。その折りには、農家としては、政府は何をするのかとの声もありましたが、私は緊急輸入が避けられたものと思いました。このようなことから、もっともっと農業者が団結し、政府に対して強く要望する必要があると感じたところでございます。

このことによりまして、先ほども出ております自給率が40%~39%、40%を割ったということでございます。このようなことでは、日本の農業はさらに乏しくなっているのが目に見えてきているのではなかろうかなという一抹の

不安を抱いている一人でもでございます。

こういうことから、竜王町といたしましても、私も道の駅の生産組合をつくり上げる時に、当時、農業委員会をしておりまして、その方に携わってありました。これからの竜王町農業を売り出そうとするには、こういった場所で皆さんに信用していただけるブランド商品をつくり上げなければいけないということを、当時からやかましく話をしておったのが現状でございます。

そして、今日、今度おかげさまでアグリパークの方も非常に売店も狭くなるような、お客さんがどんどん入っていただき、商品も少ないということから、もっともっと組織を立ち上げて、ブランド商品を売るように、そういう場所をこれからつくってほしいということも、担当課に指示をいたしております。

こういったことで、これからの竜王町農業、さらに皆さんとともに力を入れ、竜王町の安全で安心して皆さんに消費してもらえる農産物の生産に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

数多くの質問をいただきましたが、私のこれからの竜王町の農業に対する取り組みについて、要望されました問題につきしっかりと受け答えをさせていただきたいと思っております。そして、農業者の皆さんの声を届けるべく努力をさせていただきたいと思っておりますので、皆さん方のご理解をいただきながら、皆さんとともにこの農業問題に取り組んでまいりたいと思っております。誠に簡単ではございますけれども、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 若井議員さんの再質問で、今、町長からも基本的な考えをお示されたところでございますけれども、特に食糧自給率の問題で、今、議員仰せのとおり、国の39%ということで、これに対しまして、私どもの方も今、竜王町が調べたデータではないのですが、国が39%で滋賀県が50%、竜王町はやはり70%近く、町としては70%近くの自給率を確保しているという、これは先ほど町長が言われた道の駅、アグリ、そういうところを含めて、直販などを行っている、そういうものが出てきておるということで、県下でもかなり高い自給率だと思っております。

そうした意味で、今、若井議員さんがおっしゃられたとおり、引き続き、やはり消費者に安心安全を含めて、この竜王町の食糧自給率を高めていくについては、先ほども町長がおっしゃられたように、引き続き私どもも努力をしてまいりたいと思っております。

それと、担い手の認定の問題でございますけれども、確かに、先ほど日本共産党さんの施策の中で、あらゆる農家の方にも支援ということが載せられていることは私も承知をしておるわけでございますけれども、やはり今日この自給率も問題で、これは竜王町だけではなくに全国的に、高齢化なり後継者不足ということで、農業の荒廃地がどんどん進んできているという、こうしたものをフォローしようと思うと、一元的に集落営農をするのなら、それによって面的にカバーできますが、真ん中に耕作放棄地ができないということになるわけです。

ただ、個々に、若井議員さんがおっしゃるとおり、個々にも支援が大事ですけれども、それは今後、後継者なり、亡くなった場合に、その田がプツンと空いてしまうということで、やはり集落営農というのは、一つの農地も集積、面的に、やはり支援に基づいて集積ができるという、そのことによって効率化も図れますし、特に、先ほど中で申し上げていますように、やはり個々の農家では大変な赤字経営ということで、これは広島県の農業委員会の方が試算をしておるわけでございますけれども、約1haの農業、1町の農業を個人でやられる集落営農ということで、反当たり計算されていますと、これは国の補助なしでございますけれども、水田が65%で、転作が35%という試算の中で、細かい数字は忘れちゃいけないけれども、個人的農家でやっておられる場合、1反当たり、やはり11万2,000円ほどの赤字だと。これはすべて収穫から乾燥調整の機械から、すべて個人が持つという考え方で、カントリーを利用しないという計算で、それが集落営農で、例えば30ha、約300反の集落営農をされているところは、1反当たり計算しますと、約3,500円ぐらい、そういう形で出てきております。

そうしたことで、やはり大きな効率、採算が合わない。これは今申し上げた国の補助なしと先ほど言いましたけれども、全く国の補助金がないという、あくまで生産の販売に基づくデータですけれども、そういうことが出ておりますので、確かにおっしゃるとおり、私ども竜王町の場合は、集落営農を推進すると同時に、やはり個々に大いにがんばっていただいて、最後やはりその方が将来的に高齢化なり後継者のない場合に、集落営農にも移行ができるような窓口を開いて、そういう形でしていただくということで、先ほど町長の答弁にもありました田中さんの16日に初めて法人化をしていただきましたグリーンファーム田中さんについても、参画をされていない農家の方についても、あとでこのグリーンファーム田中に入っただけの窓口を開けていただいている、そういう形をとっていただいておりますので、おっしゃるとおり、元気な、お家でやっていただける方は

大いにやっていただくということで、私もそれは大事なことだと思っておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。本日の会議時間は、議事日程の都合により、会議時間を延長することとし、ここで午後6時まで休憩いたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後6時00分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。2番、大橋 弘議員。

2番（大橋 弘） 町道西川ため池線の歩道設置について、お尋ねいたします。

この道路は、竜王北部地区のほ場整備事業により、町道巡検線を延長して国道477号に通ずる竜王北部地区の幹線道路として整備されたものであります。その後、国道477号より以西山面地先に歩道付道路が整備され、また、弓削地先の町道巡検線にも歩道が設置されました。この沿線で歩道のないのは一番交通量の多い西川地先だけであります。

先日も、朝7時から9時までの2時間にわたり交通量を調べてみましたところ、観光バス等7台・大型トラック155台・軽自動車を含む小型車1,389台・バイク8台・自転車9台・歩行者1人で、いまや竜王北部地区の幹線道路として、また、国道8号のバイパスを思わせる交通量があり、改めて通行量の多いことと歩道の必要性を痛感したところであります。

こうした道路状況であり、早急に歩道を設置する必要があると思っておりますが、執行部の考えについて伺います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 大橋弘議員さんからの、「町道西川ため池線歩道設置について」のご質問にお答えいたします。

町道西川ため池線は、竜王北部地区のほ場整備事業により整備されました道路で、その後、一部道路拡幅が行われてきました。この道路は、弓削地先から山面地先を結ぶ、国道8号のバイパス的な役目を果たしてきており、議員がお調べいただきましたとおり、特に朝の通勤時の交通量は多く、農繁期などには農耕車との接触も考えられますほどの交通量となっております。

議員もご高承のとおり、当時の農道の設計基準に対しまして、道路構造令に基づく技術基準とでは、幅員構成をはじめ設計計画に差があり、今後においては、将来の計画交通量を見直すとともに、道路の舗装断面補強も必要になってくるも

のと思われます。

また、歩道の設置についても、現在は祖父川と善光寺川の橋には歩道がない橋となっていることから、連続性のある歩道計画となるよう検討を行うなど、多くの課題があり、このことについては、将来の交通体系について研究をしてまいりたいと考えております。

竜王町の今後のまちづくりの動きの中で、竜王インター周辺の開発、篠原駅駅舎周辺整備等により、この道路の利用はますます拡大するものと思われます。このことから、現状の財政状況では難しい面もございますが、今後の道路整備事業等により対応できるよう、町全体の枠組みの中で検討していきたく考えております。以上、簡単ですが回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、大橋議員。

2番（大橋 弘） この道路の交通状況については、先ほど私が申し上げたとおりであり、当局も十分承知されていることと思います。

この道路の歩道の設置については、地域住民や自治会からも強く要望されております。地権者については17名おられますが、口頭ではありますが、ほぼ全員の同意も得られておりますので、ただいま町全体の枠組みの中で設置について検討していきたく、このような回答でございましたが、ただいまのお答えのように、ぜひ設置の方向で検討をしていただきたくと思います。

このことにつきましては、また後日お尋ねをしたいと思いますので、今回の質問については、ぜひ設置の方向で検討いただきますようお願いを申し上げます。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） 3番、村田通男議員。

3番（村田通男） 地球温暖化対策について、ご質問いたします。

今、地球規模でCO₂削減に向けた取り組みについて、厳しく議論されています。竜王町でも廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料を公用車に使用され成果をあげておられますが、CO₂削減問題に取り組まれるとき、数値に換算をして取り組まないと、どれだけ削減できたのかがわかりません。

以前に、竜王町役場としてISO14001の認証を収得されました。当然、数値で管理されていると思いますが、数値で捕らえているのであれば、原単位は石油で捕らえているのですか、それとも、ガスですか。町としてエコライフ推進協議会で、水環境・ごみ減量・省エネルギーなど各対策部会を立ち上げて取り組んでおられますが、住民としては成果が数値で公表されれば、その成果が目に見

えてわかり、取り組む意欲が湧いてくると思います。

今後も、こうした地球温暖化に対する取り組みを、住民全員が参加できるように持っていくためにも、町が住民にわかりやすく、リードをしながら進めていってもらいたいものです。まちとして今後、地球温暖化に対してどのように取り組もうとしているのか、お伺いをします。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

生活安全課長（福山忠雄） 村田通男議員さんの「地球温暖化対策の取り組みについて」のご質問に、お答えいたします。

議員ご高承のとおり、地球温暖化は、今日の経済活動に伴う化石燃料の消費による二酸化炭素（ CO_2 ）排出量増大が起因する温室効果ガスにより起こっています。国では、「京都議定書」により平成2年比で温室効果ガス削減目標マイナス6%を達成すること。また、滋賀県では地球温暖化推進計画を策定し、平成22年度までに平成2年比9%の削減目標を設定され、同計画において事業所の省エネルギーとともに地域住民の省資源型ライフスタイルへの移行の協力要請をされております。

さて、竜王町では、家庭から出る廃食油から精製したバイオディーゼル燃料（BDF）の活用も、地球温暖化対策の1つと位置づけております。BDF燃料は、再生可能なエネルギーのため、地球温暖化防止協定上、 CO_2 排出量はゼロカウントとされています。竜王町では、BDFを年間約6,000リットル製造しております。二酸化炭素削減としては、軽油を使用した場合の二酸化炭素排出量は、1リットルあたり2.64kgとされております。このことから、竜王町で約1万5,840kgとなり、年間約15トンの二酸化炭素削減をしていることとなります。

内訳といたしましては、公用自動車で年間約3トン、農業関係で年間約5トン、コミュニティバス・スクールバスで年間約8トンの二酸化炭素削減をしております。

次に、お尋ねの竜王町エコライフ推進協議会は、各自治会から推薦いただきました方と公募の方で構成された40名で、水環境対策・ごみ減量対策・省エネルギー対策の各部会に分かれて活動していただいております。水環境対策部会は、河川の水質保全について調査活動。ごみ減量対策部会は、生ごみ減量化に向けた活動。省エネルギー対策部会は、家庭でできる省エネ活動について取り組みをされています。

今年度、省エネルギー対策部会では、地球温暖化防止に向けて、まず家庭からCO₂の排出量を削減するため、部会のメンバー8名で8月から9月の1ヶ月間、家庭での省エネの実践として、「冷房の設定温度を1度高くする」「テレビの視聴を1時間減らす」「レジ袋を断る」「シャワーを一人1分減らす」「炊飯器・ポットの保温を止める」の5項目のエコライフメニューに取り組んでいただき、集計されましたところ5万5,682gのCO₂の削減や電気・ガス代として3,005円の経費削減できたという結果が出ております。この結果につきましても文化祭で展示していただき、住民皆様方に啓発していただきました。

また、有線放送を利用して家庭で取り組める省エネの事例啓発や、街頭啓発として道の駅・Aコープ竜王前でエコライフのチラシを配布し、地球温暖化防止に向けての啓発活動をしていただいております。今後は、エコライフ推進協議会会員全員から、エコライフメニュー5項目のCO₂総排出量のデータを収集し、どれだけの排出量を抑えることができるかを調査する方向で進めていきたいと考えております。

また、住民皆様方が取り組んでいただけるよう、行政と地域環境整備推進員さん、エコライフ推進協議会が連携しながら広報等の情報を発信し、さらには、地域へ赴き、実践に向けた取り組み事例を、一人でも多くの住民皆様方に知っていただけるよう啓発していきたいと考えております。

地球温暖化防止対策は、省エネの取り組みによるCO₂削減はもとより、CO₂を発生させないための、家庭から出るごみ減量化やごみ分別の実践による、さらなる環境への負荷を軽減できるものと考えます。議員皆様方をはじめ、住民皆様方のより一層の地球温暖化対策に向けたお取り組みやご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。村田議員ご質問の「地球温暖化対策の取り組みについて」のお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 赤佐総務課長。

総務課長（赤佐九彦） 村田通男議員さんの「地球温暖化の取り組みについて」のご質問の中で、竜王町役場におけるISO等の環境に対する取り組みに関しまして、数値目標が重要であり、どれだけ削減したのかわからない、あるいは数値の根拠となる原単位についてお尋ねをいただいているところでございますが、その状況等を踏まえまして、お答えをさせていただきます。

竜王町役場では平成14年5月23日にISOのキックオフ宣言を行い、同年の秋に3ヵ年のISO14001の認証を取得いたしますとともに、その翌年に

は、関連いたします学校やその他の公共施設についてもサイトを拡大いたしまして、環境負荷の低減に向けた取り組みをしてきたところです。

数値の目標としては、CO₂換算ではなく、環境に大きな影響を与える電気・ガス・水道・公用車燃料・ゴミ・紙の使用量等について、平成12年度の年間使用量を基準値といたしまして、平成14年10月から3ヵ年をかけて、それぞれの項目について2%を削減するという目標を掲げながら、その実績について外部機関による監査も受けながら、着実な縮減を図ってきました。

平成17年10月には、その目標数値をおおむねクリアでき、職員の環境に対する意識も向上したことから、外部の認証機関によるISO14001活動の取り組みは一旦終結をさせていただいたところでございます。しかしながら、継続した意識行動が重要であることから、町独自のエコアクション竜王計画を策定いたしまして、継続的な環境負荷低減活動を行ってきたところでございます。

さらに今般、滋賀県から地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインが示され、民間の事業所に先駆けて役場等の公共的機関において、温室効果ガス排出抑制等行動計画を策定するように指導がなされましたことから、平成20年度より同計画を策定し取り組むものでございます。

この行動計画では、平成18年度中のCO₂排出量を基準値といたしまして、平成20年度から24年度までの5年間に6%の削減を図ろうとするものでございます。ちなみに、平成18年度中の指定管理施設を除く公共施設のCO₂排出量は634トンであり、その数値から6%を削減する計画でありますので、約39トン削減しなければなりません。

また、お尋ねの使用数量をCO₂排出量に換算いたします原単位については、環境庁地球環境部策定のガイドラインならびに地球温暖化対策の推進に関する政令に基づき、それぞれの換算係数が定められておりますので、その数値を用いております。

以上、誠に簡単ではありますが、取り組みの状況と数値についてのお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 3番、村田議員。

3番（村田通男） ただいまは非常にわかりやすく丁寧に説明をしていただきまして、ありがとうございました。

これからますます町として住民の皆さんに、このことに対して、住民の皆さんに協力してもらわないと達成できませんので、やはり住民皆さんにわかりやす

く、広報などを通じて、「今月はこれだけ達成できました」と。例えば、滋賀県は、100分の1の県、竜王町はその100分の1の町ということで、1万分の1の町ということですので、国としての1万分の1を削減するというのは、これは町の目標として掲げていってもらわないといけないことなのです。

それと、今月に入りまして、これ質問の要旨を書いてから後にテレビあるいは新聞などを見ますと、連日のように、この温室効果ガスのニュースが話題にあがっております。

滋賀県といたしましても2030年までに全国に先駆けて50%削減していくということを宣言しております。そういう中で、抜粋してきたことだけ読ませていただきますけれども、滋賀県の二酸化炭素・温室効果ガスについての基本構想としては、1990年比に比べて、2010年ではマイナスの9%、2030年ではマイナスの50%にする目標のもと、琵琶湖を抱えた滋賀から世界に向けてモデル社会を発信すると言っています。

それから、温室ガス総排出量は、2005年で1,342万トン、自然吸収量は55万トン前後で、ますます増える傾向にあります。

県内で排出する温室効果ガスの量を、自然が吸収できるレベルまで引き下げる炭素中立県構想、また、県全体で緑のシリコンバレーを目指すグリーンレイク構想などを、県は打ち出しております。町としましても、この方向に向けて、やはり県からもそういうようなことに対して目標を持った方針を求められると思いますので、前もって町としてもそれに取り組む腹づもりをしてもらいたい。

また、町内の各企業さんの排出量がどのように管理されているのかということ、やはり町としても知っておく必要があると思います。そういう現状を把握していただいて、町民の皆さんにも、竜王町はこういうような数値で推移できているということ、やはり町民の皆さんに教えていただいて、またわからないようでしたら聞いていただいて、その数値をとらえるように、これからは温暖化に対して努力をしていっていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（寺島健一） 7番、貴多正幸議員。

7番（貴多正幸） 平成20年第1回定例会一般質問として、国道477号の整備について、お聞きしたいと思います。

平成19年12月に篠原駅周辺都市基盤整備事業推進協議会が、説明会資料として出されている資料を拝見させていただきました。平成24年度から25年度にかけて新駅の供用が開始される予定となっており、篠原駅を利用する住民とし

ては大変嬉しく思っております。

しかしながら、篠原駅がどんなに利用しやすくなっても、アクセス道路が現状のままでは、不安が尽きません。朝夕、自転車や徒歩にて通勤・通学される方をよく見かけます。私自身も篠原駅から徒歩にて帰宅することがありますが、国道477号の近江八幡市と竜王町の境界付近については、道路幅員が急激に狭くなっており、何度もヒヤッとしたことを思い出します。また、街灯については近江八幡市側も竜王町側にも設置されておらず、夜になりますと本当に真っ暗な中、帰らなければなりません。

こうした現状を考えた時、車道および歩道の整備、また、街灯の設置について早急に整備する必要があると考えるのですが、町としてどのように考えておられるのか、伺います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 貴多正幸議員さんの「国道477号の整備について」のご質問にお答えいたします。議員ご質問の区間は、国道477号における国道8号から篠原駅までの区間であるかと思えます。

まず、歩道を含む道路拡幅整備につきましては、竜王町と近江八幡市の境界付近で、該当いたします用地が公図の混乱と用地確定が極めて難しい状況から、買収まで至らない状況であり、現時点でも見通しの厳しい状況であります。

また、道路照明灯の設置につきましては、昨年に近江八幡市と歩調を合わせて、道路管理者である県に対しまして要望してまいりましたが、道路照明灯につきましては、道路交差点等危険箇所のみ安全のため設置を考えており、道路沿線には道路照明灯は設置できないとの回答でありました。

このような状況ですが、議員ご高承のとおり、平成22年度に篠原駅の駅舎改築工事がようやく着手の見込みとなり、平成20年度から、これらの事業推進に向け「篠原駅周辺都市基盤整備推進室」も設けられ、本格的に動き出すこととなりました。

これらの整備にあたっては、竜王町からの道路整備も重要であり、現道の国道477号の整備、また、新設の道路アクセスの検討もされることとなっており、これらの整備検討の段階から、自転車・歩行者の安全を考えた歩道の拡幅整備、道路照明灯の設置等について要望してまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、貴多正幸議員。

7番（貴多正幸） すみません。お答えいただきましたことに関して、再度少し質問をしたいなと思っています。

ちょうど境界付近については、拡幅のことなのですが、公図が複雑で、また用地買収も難しいという現状であるということなのですが、公図が複雑であるからこそ、やはり今こういった問題が起こる前に整備をしてもらったりとか、用地買収についても前向きに考えていっていただきたいなと考えています。

先ほども私が申し上げましたとおり、本当に暗くて、車道と幅員がすごく狭くなっているので、歩行者としては足元を見て歩かないと、なかなか通行するのが難しいのです。そうすると、やはり前から来る、例えば車ですとライトが点いているのでわかるのですが、例えば自転車がライトを点けずに走ってきたとかいうふうなことになる、接触事故とかの原因になるように私は思うのです。

また、善光寺川から篠原駅方面に向かいますと、若干傾斜になっておりまして、8号線側から来られる車ですと、篠原駅の方から歩いてくる歩行者等について、いきなり人が現れてくるというような感じになると思うのですが、そうしたことを考えますと、非常に早急にそういう道路整備等について考えてもらわなければいけないかなと考えます。

確かに、篠原駅が24年～25年にかけて新しく供用されるということにかけて、また整備も考えていくべきことについてはありがたいと思うのですが、その4年間か5年間の間に、例えば大きな事故等とか何かがあった場合、それでは遅いのではないかなというふうに考えるのですが、そのことについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 今、貴多議員から再度のご質問をいただきました。

まず、竜王町と近江八幡市の境のところで公図の混乱ということと、民地の関係で大変難しいという答弁をさせていただきました。特に、ここの部分につきましては、公図の混乱ということがあって、また、地権者の理解がなかなか得られないということがずっと前からあります。これにつきましては、私有地のこともありまして、なかなか思うようにいかないということで、鋭意、県の方にも話をかけておりますが、個人的な土地でありますので、なかなか今は受けないということでもあります。

また、歩道につきまして、私も夜走っておりますと、かなり暗いのであります。今現在、電球はありますが、竜王町側につきましては、企業の街灯があります。

また、近江八幡市側につきましては、団地の明かりが一部あります。これらにつきましても、昨年来、近江八幡市とも協議を重ねながら県の方に強く要望もしているところでございます。

また、歩道の大半につきましては近江八幡市側にありまして、これらにつきましても何とかならないかということで、近江八幡市の方にも要望も重ねております。

近江八幡市といたしましては、県とか国道477号、近江八幡南丹間整備促進期成同盟会という同盟会がございます。そこにもその整備の要望もしているということを知っておりまして、一日でも早く街灯なりつくようということに要望も活動も重ねていきますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、貴多議員。

7番（貴多正幸） 1日も早く前向きに設置をしていただけるよう要望していただけてということで、ありがたいなと思っております。

先ほども申しましたように、本当に暗い中帰るといのは心細いものでして、歩いている最中には「痴漢に注意」とか「不審者に注意」という看板はあるのですが、自分がどれだけ注意していても相手から襲われてきたら、やはり何もできないと思うのです。いち早く危険を察知するという状況になるようお願いしたいと思います。

平成20年度の竜王町行政執行方針の中で、「増加傾向にある犯罪や交通事故の防止対策につきましても、地域住民の皆さまと協働して、啓発や被害の軽減に向けた実践活動に取り組んでまいります」とあります。そうしたことを踏まえまして、一日も早く整備をされることを願うものでありますが、県の方に要望していただくということで、今年がだめだったなら、また来年さらに強く希望して、要望していただきたいなと思うのですけれども、やはりそういった面で、今後もどんどん強く要望等をしていただけていくのかということをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 貴多議員さんからの再度の質問ということで、特に暗いです。再度、要望活動は強めていきます。以上です。

○議長（寺島健一） 9番、菱田三男議員。

9番（菱田三男） 私は、総合運動公園グラウンドの照明設備について、お伺いを

いたします。

竜王町川守地先にあります農村運動広場については、今年平成20年度に照明設備の整備が計画されております。総合運動公園の屋外多目的グラウンドについては、照明設備が設置されておられません。

竜王町の総合的な運動公園として多種多様なスポーツが楽しめ、また、利用される方も増加していると聞いております。さらに、利用されている方からも夜間の使用をしたいとの話をよく聞いておりますが、竜王町として総合運動公園の屋外多目的グラウンドの照明設備の設置についてはどのようにお考えをしておられますか、お伺いをしたいと思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 菱田三男議員さんの「総合運動公園グラウンドの照明設備について」のご質問にお答えいたします。

竜王町総合運動公園は、平成8年8月に屋根付多目的グラウンド（ドラゴンハット）を供用開始後、テニスコート、ドラゴンスポーツセンター、自由広場、園路等を整備し、町内外を問わず、多数の皆様にご利用いただいているところであり、本年1月末では、利用者が約200万人を超える状況となっております。

ご質問のグラウンドにつきましては、約7,450㎡の多目的な広場であり、平成14年10月に自由広場として供用開始いたしました。施設利用は、ドラゴンハットの付帯施設としての機能を持っております。今日までの利用実態につきましては、野球・サッカー・グラウンドゴルフ・イベント、また臨時的な駐車場等、多目的に活用いただき、平成19年では約5,000人の方が利用いただいているところであります。

この自由広場に照明設備の設置についてのお尋ねですが、町内に照明設備を設置しているグラウンド施設には、ドラゴンハット・川守農村運動広場がございますことから、町内においては、まず、既設であります農村運動広場の照明設備の整備を行い、利用者のニーズに応えてまいりたいと考えております。

次に、自由広場の照明設備につきましては、既設の受電施設からの電力供給では容量不足となり、新たに受電設備を整備する必要があり、そのため多額の経費が必要となりますので、財政状況、住民ニーズ等を見極めながら、調査検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、菱田議員。

9番（菱田三男） 今、課長がお答えをいただきまして、平成19年に5,000人、また照明器具の電力が不足だということをお聞きし、私は今初めて聞いたのですけれども。

先日の教育民生常任委員会の場で、健康いきいき竜王21プランという説明を受けたわけですが、そこにも、だいぶ竜王町としては医療費がかさむ、それは老人、私もそうなのですから、運動をして、メタボを少しでも減らそうと。そして医療費の削減をするという説明を聞いたわけですが、私も若い時は運動をしておったのですけれども、今はもうしていません。私は少しメタボなのですから、その時に、運動しやすい環境づくり、総合型・地域型スポーツクラブを通じて、みんなが参加できる運動機会の推進と書いてある。この前いただいたとおりです。

また、みんなで取り組もうスローガンということで、ドラゴンハットを利用して運動プログラムに参加しようとか、やはりスポーツをしよう、町民皆さんがスポーツを通じて健全な体にもっていこうというのは、健康推進課のお考えだと思うのですけれども、今、ドラゴンはもちろんなんですけれども、テニスコート、そして体育館、そしてプール、弓道とか、いろいろ設備がありますね。多目的なあそこで野球と言われましたけれども、なかなか野球は今のこちらで言う川守の方で照明器具があるからナイターもできるはずなのですから、あそこで野球ではなしに、そりゃ野球ができたら一番いいのですけれども、それだけの電力の供給がないと言うのだったら、中途半端になるかもわからないけれども、みんなであそこでウォーキングをしたり、今は真っ暗でございますので、そんなぐらいの設備はしていただいて、今お年寄りの方もゲートボールまたグランドゴルフとか、いろいろお年寄りの方もスポーツを今は一生懸命されていますので、そこらを考えていただいて、そしてまた誰もがいつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しめるようにと、平成16年4月にドラゴンスポーツクラブということを立ち上げられております。

そういうことで、ひとつできるものなら完全なるナイター設備ではなしに、みんなで広場でウォーキングをしたり、そういう設備をひとつお願いできたらと、こういうので私は質問させてもらっているのですけれども、どうですか、こちらでひとつ、よろしゅう頼みます。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 菱田議員さんから、特に健康づくりの面からというこ

とで再度の質問をいただきました。

今現在、この広場を使っているところは、聞きますと、野球が多くなっております。特に、野球におきまして、スポーツ少年団、また民間機関がございますが、特に少子高齢化の中におきまして、子どもたちの数も減っているということがあります。夏場につきましては、長くまでやって、テニスコートの電気も使いながらやっていると聞いておりますが、今後の時におきまして、ところが少子化が進む中において子どもの数が減ってくると。団員も減ってくると。その中において、今こういうナイター設備をつける場合に、今運動公園がそこに必要かなと。小学校のグラウンドではどうかなと。ナイターの設置につきましても、場所の検討も必要になってくると思います。

このような状況につきまして、今ありましたように、すべての方が健康的でということでございますが、今後の利用状況を特に考えながらということと考えておりますので、いろいろな面から調査もかけながら、ナイターの必要性について検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜われますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（寺島健一） 9番、菱田議員。

9番（菱田三男） 今の課長の答弁だと、もうだめということですか。もう3問目だから、ちょっと待ってください。

今あそこを管理されている地域振興事業団の理事長さんが副町長さんらしいですので、ひとつ副町長さんから、事業団として、あそこで最高の責任者でございますので、一度そこの意見もひとつお聞きしたいなと思うのですけれども、よろしゅう頼みます。

○議長（寺島健一） 勝見副町長。

副町長（勝見久男） 事業団の理事長にということでございますので、現場の管理という意味で回答させていただきます。

運動公園全体の施設としては、今現時点でドラゴンハットを含めまして体育館・プール、本当にたくさんの方々にご利用いただいているわけでございます。今お尋ねであります運動広場でございますけれども、広場もドラゴンハットの付帯設備として、ドラゴンハットでいろいろな大会などがありますと、それまでの練習とかウォーミングアップとか、そういうことでいろいろ活用していただいているところでございます。

今、議員からお尋ねありました「ナイター設備があるといいな」という意見も、

これも確かに一部あるということも聞いております。そういうことではありますが、今も話がありましたように、ナイターをつけようと思いますと、事前設備がやはり新たに要るということでございますので、一定の予算も必要になってくるということでございます。

事業団としましては、そういうような声も聞いておりますところから、そういうような整備ができるようにということは、事業団の職員からもありますので、それはこれから予算がどれだけ要るのか、また、どれだけの方々が利用していただけののか、そういうことも含めて、総合的に考えていくということを考えているわけでございます。

今、課長からお答えを申しましたのはそういう意味での話でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

10番（小森重剛） 私は、祖父川東部に広がる一団農地の消費者に近い農業施策について。これにつきましては、前回の12月議会において、「祖父川東部の一団農地について、消費者に近い農業」のご提案をさせていただきました。魅力ある農業はいかにあるべきかを考えていく中で、議員として提案させていただいた一団農地の生産者と消費者を結ぶ体制づくりや、参加型農業を受け入れる地点について、再度その必要性を述べさせていただき、新たな施策への展開としていただければなというので、前段、再度の提案であるということをつけさせていただきます。それでは、本題に入らせていただきます。

国の大きな農業施策転換のなか、竜王町の農業は農業に従事する者（生産者）が楽しみを持って農業に取り組むことができる新たな体系づくりが必要であると考えます。中国産農作物の残留農薬が厳しく言われるなか、消費者は履歴のわかる安全で安心な農作物の提供を望んでいるところです。まさしく「環境こだわり農産物」の需要が高まってきたということです。

そこで必要なのは、前回申し上げた「消費者に近い農業」いわゆる参加型農業の取り組みです。一団農地の水稻・麦・大豆・蕎麦は、果樹や野菜とは異なり大型機械に依存していることから、消費者には直接近づきがたい状況にあります。消費者に生産過程を見ていただき、いかに安心でき安全であるかを確認してもらうことが必要です。

その具体的な取り組みの1つとして、地産地消だからこそ一団農地である農産物のほ場が見えた販売が必要であり、また、参加型農業の休憩場所も兼ね備えた

施設が必要であると再度申し上げるものです。

また、総合計画においても「消費者と連携した農業の展開により、農地の新しい活用を進める」、「需要の変化に対応した高付加価値化、サービス化等の転換を進め、保全されてきた農村資源の積極的な活用を図ります」とされており、既存集落と消費者との和みのある調和を図るうえでも、土地利用の転換を考える必要があります。住民参加型の行政が言われるなか、生産者として魅力ある計画を立て、その実現に向け一歩ずつ進めていくことが必要であり、その土地利用の誘導手法として地区計画制度があるとお聞きしましたが、行政において少しでも前進する努力をお願いし、具体的な活用策についてお聞きします。よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 小森重剛議員さんの「祖父川東部に広がる一団農地の消費者に近い農業施策について」のご質問にお答えいたします。

ご高承のとおり、我が国の食糧自給率が40%を切るという現況下と、先の近隣国からの輸入食品による中毒事件等の反響も加えまして、消費者の農産物に対する安全安心志向への高まりが一層強くなりますとともに、また、多様化する消費者ニーズの中で、消費者と生産者とを結びつける参加型の農業も強く必要とされてきているところです。

このような状況からも、最近の農業新聞等の掲載記事には、全国各地で地産地消として、新鮮な農産物を消費者に素早く届ける地産地消のための農産物直売所や、都市と農村との交流を目的とした農作業体験農園、余暇活動の充実を目指した市民農園等が開設される様子の記事を多く見受けます。

こういったことを踏まえまして、本町では、町内山之上アグリパークに直売所、道の駅竜王かがみの里に農産物の直売所を設けて、町内の農家で生産されました果樹・野菜・花木等の農産物を、新鮮な状態で消費者の皆さんに提供させていただいておりますし、また、参加型農業への取り組みでは、着地型観光事業の1つとして、都市農村交流対策事業により平成19年度から田んぼのオーナーによる田植え・草取り・収穫体験などを通じまして、竜王のお米に代表する当町農産物について、安心安全への理解と農産物の購買拡大が図れつつあると考えております。

平成20年度におきましても、事業を拡大して現在オーナー募集するとともに、アグリパークにおきましても、田植1日体験・野菜畑オーナー・サツマイモ畑オ

ーナー・果樹園の花散策体験等を行い、より多くの消費者と結ぶ体制づくりに努めていただく予定をしております。

さらに民間主体では、竜王町そば振興会がそば打ち体験教室を通じて多くの消費者とのつながりを強め、近江竜王そばのブランド確立に向け、蒲生野の湯をはじめとする他の施設へも出店・販売を進めていただいております。今後とも、消費者に農業体験等を通じて竜王の農産物を多くの方にPRを行うとともに、地産地消への取り組みを積極的に展開してまいりたいと考えております。

そこで、議員が提案いただいております、参加型農業の休憩場所も兼ね備えた施設の設置と併せて、既存集落と消費者との和みのある調和を図る土地利用の転換、誘導手法であります。先に申し上げたとおり、田んぼのオーナーへ参加された消費者としての農業への関心と安心安全の農作物へのこだわりをお聞きする中で、今後こうした消費の参加型農業への手法として、平成19年第4回定例会一般質問でもお答えさせていただきましたように、市民農園を取り入れた土地利用について検討をまいりたいと考えております。

しかし、市民農園の開設にあたってはいくつかの法律に基づいて制度があることから、遊休農地等の有効利用などを踏えて、農業委員会などの関係機関とも協議を行い、具体的な手法等について研究してまいりたいと考えております。

なお、土地利用の誘導手法として地区計画制度のお尋ねであります。地区計画制度は都市計画法に基づき、ある一定地域の美しいまちなみづくりのための建築物のルールづくり、道路や公園などの土地利用の有効活用やルールづくりを定めるものでありまして、今回のご質問をいただいております参加型農業施設の設置等につきましては、現行の都市計画の開発許可ならびに農業施設等による手法による活用で対応できるものと考えます。

以上、小森議員さんへのご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

10番（小森重剛） 回答をいただきましたが、前回の回答とあまり大きく変わっていないと。

前回ちょっと言わせてもらった中で、回答をもらった中でもあるのですけれども、アグリパーク竜王、それから道の駅竜王かがみの里につきましても、アグリパークについては果樹・野菜、それから道の駅についても野菜と。私がここで大きく申し上げておるのは、祖父川東にある大きな農業団地の中で、米・麦、それから大豆、それからそばというものをどんどん進めていく、大きな田んぼで全部

野菜をつくれというような話にはならないと思います。

その中で、後継者なり、また大きく竜王町として農業を育てていく中で、一つのモデル的なものがある、皆さんに、お客さんに見ていただいて、これがここでつくっておる、この米がこの工場で作られた米ですよという、生産から加工まで見える姿をお客さんに見ていただいて、販売ができるようなスタンスをとっていただきたいというのが根本的な願いでございます。

そして、再質問でございますけれども、いつも説明を受ける中で、竜王ブランドの確立をしていきたい、拡大化を図っていきたいというお話でございますが、米につきましては、竜王のこだわり米「竜の舞」という名前もついたきちんとしたお米がございます。また、そばにつきましても、これは製粉業界の中身でございますけれども、「竜の里」というそばの名前で製粉業会に出回っております。これもきちんとした竜王ブランドがついてございます。

また、いろいろ言われております畜産の中でも、ひとつ竜王産の近江牛という売出しのできるブランドにつくっていきこうというようなお話を聞いておるわけでございますけれども、具体的にそれではブランド化していくのに、国の施策は別にしておいてやっていきこう、お前らやっていけよというような形をしておられるのか。どのようにして具体的にこのブランドの拡大を図っていかれるのか。

もう1つが販売ルートでございますけれども、販売についても米・大豆等々については、麦等々については、JAさんを頼っての販売ルートしかないというような感じでございます。そばは、ちょっと別ルートで素人で自主販売をしておりますけれども、そういう中で、ひとつ見える中でお客さんから、「竜王ブランドは、あの田んぼで作っている米だ。あそこで加工しているのだ」という、わかる、見える、お客さんの方から見えて、「あれだったら安心だね」と言って、向こうから買いに来ていただけるような体制づくり、施設づくりをひとつお願いしたいというのが本来でございます。

ちょっといろいろな前振りが長くなったけれども、竜王ブランドの拡大、具体的に言う拡大されていく方法と、また、JAに頼らない、本当の独自の販売ルートの開発方法について、ひとつ教えていただきたいと思っております。

○議長（寺島健一） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 小森議員さんの再質問にお答え申し上げたいと思っております。

まず1点、竜王ブランドの確立を図るということで、今年度平成20年度の予

算の中に、このブランド化に向けての調整費用を計上させていただいておるわけでございますけれども、先ほども小森議員さんのお話にございましたように、今、竜王町の場合、米につきましては「竜の舞」、そばは「竜の里」、さらには畜産、先日も竜王町だけの近江牛の枝肉の共励会を開催していただいて、まさに竜王町の牛という形でしていただいています。

そうした意味で、いくつかのブランド確立をしてもらっているわけでございますけれども、やはり先ほど小森議員さんがおっしゃったとおり、現行の米・麦・大豆・そば、それに継ぐ新たなブランドというものを確立をしていくということが、私どもも今、町としても大事な問題だという位置づけをしております。

そうしたことで、いわゆるそれらを、ただ農産物だけではなくに加工品を含めてでございますけれども、いかにそれをしていくかということにつきまして、今年度、まだ詳細には決めておりませんが、いわゆるアドバイザーも入れながら、さらには生産者共々そういう機関を設けて、ブランド化に向けて調査、さらには現地確認等を含めてしていきたい。それを確立した段階で、今、小森議員さんがおっしゃっていただきますモデル的なそういうものを考えていかなければならない。

併せて、先ほど若井議員さんの中でも申し上げておりましたように、やはり町内での食品会社から大きな野菜の大量のそういう契約栽培も、今そういう話が出ておるところでございますので、そういうのも含めて考えていきたいと思っています。

特に、販売ルートにつきましても、JAに頼らないということがございますけれども、現に直売施設に関しましては、ご案内のとおり、アグリ・道の駅につきましても、いわゆる出荷をせず直接消費者に届けるというような形で、そういうルートは確立できておるということで、まだまだそういう、山之上の果樹やら含めてまだ足りないという状況もございますし、道の駅も併せてございます。今後、その販売は、ブランド化の中に販売ルートもひとつの方策に入れていかないといけない。ただ開発だけではいけません。やはり販売ルートも含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ひとつこういうことをご理解いただきまして、再質問についてのお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

10番（小森重剛） 今、竜王町の農業は、まさに守りに入っていると思われま。

先ほども言いましたように、別にこの場で国の指導の政策について論じるつもり

はございませんけれども、大きな農業施策に転換の中で、いかに我々生産者が楽しみを味わいながら農業に取り組むことができる環境をつくり上げていくか。まさに竜王スタンダードの新たな体系づくりが必要であると考えているところでございます。

都市計画や都市計画マスタープランにおいて、集落地およびその周辺では、農業と生活環境の調和を図りながら、新たな時代に即応した土地利用を図ります。また、需要の変化に対応した高付加価値化・サービス化、環境調和型農業等の転換を進めます。保全された農村資源の積極的な活動を図りますと書かれておりますけれども、「守ります」、「図ります」でなくして、やはりひとつ、守りでなくして攻め、一つひとつ攻めていっていただいて、ああこれで実ってきたなというように、形の見える進め方を、行政の専門的な立場から少しでも前進する努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口嘉寿男議員。

8番（蔵口嘉寿男） 私は、学校施設におけるトイレ改修について、質問いたします。

先に行われました教育民生常任委員会の所管事務調査において、学校施設を見聞させていただきましたが、教室等は備品も更新され学習環境が整った感じがいたしましたが、幼稚園・小学校におけるトイレや周辺の水周りなど、建設当時とそのまま老朽化が目立ちました。

下水道の普及で、どの家庭でも洋式トイレを使用されており、和式トイレがほとんどの現在の施設は、幼い子どもほど適応ができないのではないかと思います。岡屋のひまわり保育園を見聞させていただきましたが、洋式トイレが多く設置されており、この格差に驚きました。

建設年次が古い施設はトイレ等の小修理ではなく、水周りも含めた改修が必要だと思いますし、同様の質問は前13期議員からも質問されていたと記憶しております。将来を担う子どもたちのための教育施設の整備は何にも増して充実していただきたいと強く感じておりますので、今後における園・学校別のトイレ改修の年次計画をお示しいただきたいと存じます。

○議長（寺島健一） 松浦教育次長。

○教育次長（松浦つや子） 蔵口嘉寿男議員さんの「学校施設におけるトイレ改修について」のご質問にお答え申し上げます。

竜王幼稚園のトイレは、3歳児保育の開始に伴い平成12年に改修され、竜王幼稚園の3歳児用は、洋式が3つと和式が1つが2カ所、4歳児・5歳児用につきましては、洋式が1つと和式が4つが3カ所となっております。

また、竜王西幼稚園の3歳児用につきましては、洋式が2つと和式が1つが1カ所、4歳児・5歳児用は洋式が1つと和式が3つが2カ所となっております。

竜王小学校の洋式トイレにつきましては、1階の低学年棟は男女各1つ、校舎棟につきましては男女各1つが1カ所、保健室に1つ、プールの付属棟に女子用が1つ、2階も校舎棟は1階と同様で、3階は和式のみとなっております。

竜王西小学校の洋式トイレにつきましては、1階の校舎棟は男女各1つが2カ所、保健室に1つ、2階も校舎棟は1階と同様で、管理棟の理科室前につきましては、和式のみとなっております。

平成18・19年度で改修を行いました中学校のトイレにつきましては、校舎棟は男子で洋式1つと和式が1つ、女子は洋式2つと和式が4つとなっており、昇降棟では男子で洋式1つと和式2つ、女子は洋式1つと和式が4つとなっております。なお、各階とも同様の形態となっております。

これらの配置につきましては、学校に利用状況を聞き取り、調整をさせていただいたものです。

生活環境の変化に伴いまして、各家庭のトイレが洋式になってきていることや、公共の施設がすべて洋式トイレでない現状もありますことから、トイレの洋式化につきましては、幼稚園、小・中学校のそれぞれ発達段階に応じた環境づくりが必要であると考えております。

当町の学校施設は、ご指摘のとおり、竜王幼稚園と竜王小学校は、大規模改修後間もなく20年を迎えようとしておりますし、竜王西幼稚園と竜王西小学校につきましては建設後20年が経過しており、設備等の老朽化も目立つようになってきております。このことは、トイレ改修のみの対応に終わることなく、学校施設全体の改修として、補助事業を含め財政担当課とも協議を行い検討してまいりたいと考えております。

現在、教育委員会として考えております施設の充実・整備に向けた建設計画につきましては、平成23年度に竜王小学校、平成24年度に竜王幼稚園、平成25年度以降に竜王西幼稚園と竜王西小学校でございます。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

8番(蔵口嘉寿男) ただいまご回答をいただきまして、大変ありがとうございます。私、先ほどの質問で前期13期議員ということも申し上げました。ということは、前期の議員さんからも同様の要望が出ていたわけですが、いまだその幼稚園・小学校等、特に低学年の方のトイレが改修されていないということ、それと築20年経っていると。大規模と言われますが、やはりそれは耐震等においてもまだ十分なし得る施設でございますので、特に幼稚園・小学校低学年においては、そういう生活環境の習慣の中で、つい大人社会は洋式トイレが常態化しております。そういうものは施設全体の改修に合わせてということでなしに、早急に改修をしていただきたいという思いで再度質問をさせてもらうわけでございます。

財政的にも19年度の補正予算で当初に計画された業務委託料、調査設計などでも、1,300万円が当初にあがっていても、年度末の3月の今補正で落とすというふうな財政状況もあるわけですので、そういうトイレ改修が大層な23年・24年までに至るという状況でなしに、修繕できるものと私は思うわけでございますので、その辺のご回答をお願い申し上げます。

○議長(寺島健一) 松浦教育次長。

○教育次長(松浦つや子) 蔵口議員さんの再質問にお答え申し上げます。

ご高承のとおり、トイレ改修だけではなくて、ほかの付帯施設も直さなければならぬということで、多額の費用が必要になってまいります。

今後につきまして、教育委員会としても大きな建設等も控えております。そういう中で、また今後できるだけ早く直せるような体制づくりをもっていきたいと思っておりますが、現時点では、この建設計画に沿った中でやっていきたいなということを思っておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長(寺島健一) 8番、蔵口議員。

8番(蔵口嘉寿男) この要望は、ただ議員が要望したということではなしに、保護者の方から長年にわたって要望されてきたことでございますので、再度厳しいことは申し上げませんが、23年・24年・25年というような建設計画でなしに、早急に整備をしていただくということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(寺島健一) この際申し上げます。ここで午後7時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後7時18分

再開 午後7時30分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。1番、岡山富男議員。

1番（岡山富男） 「町内のアクセス道路の拡幅・道路整備は」ということで質問させていただきます。

町内の道路整備を少しずつ進められていますが、いまだに歩道が途中で終わってしまったり、通学・通勤に利用される道路に街灯が付いていない所が多く見受けられます。平成20年度・21年度の予算で計画はされるのか伺います。

次に、国道477号山之上南信号から竜王インターチェンジ南信号区間は、朝・夕通勤で渋滞しています。渋滞緩和対策として、4車線に拡幅または交差点改良等の対策を行政としてどのように考えておられるのか、お伺いします。

また、町外の方が庁舎に来られるのに、わかりにくいと聞きます。特に竜王インターから来られるのがわかりやすい道路にしてはどうかと思います。今後、竜王町を活性化していくのも道路アクセスの整備が大切ではないかと考えます。以上、当局の御所見をお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 岡山富男議員さんの「町内のアクセス道路の拡幅・道路整備は」のご質問にお答えいたします。

岡山議員さんからは、4つの点についてのご質問をいただいております。

まず1点目、平成20年度・21年度の道路整備にかかる予算計上についてでございます。平成20年度における主な道路改良事業といたしましては、中心核整備と小口地先の市街化区域を含む竜王インター周辺のまちづくりが動き出しますことから、役場周辺の町道西通り線の歩道整備（幅員3m）、小口市街化区域（松が丘から国道477号の間）の町道小口八重谷線における歩道整備（幅員3m）を計画しております。

街灯整備につきましては、今年度、国道477号の七里地先において10基設置しており、20年度におきましては、この続きを施工していく予定であります。

平成21年度は、20年度に引続きまして、西通り線、小口八重谷線の歩道新設整備を計画しております。

また、街灯につきましては、利用者の動向を検討する中で、歩道整備と併せて設置する予定です。

その他、老朽化の著しい道路舗装の改良工事を予定しております。

2点目、国道477号の4車線化、また関連道路の交差点改良についてござ

います。本国道は、朝の通勤時また夕方の一時期、大変渋滞しておりますことから、町といたしましては道路管理者である県に対しまして、道路拡幅改良について要望を重ねております。県としては、まず渋滞の原因が何か、どの部分を改良すれば渋滞が解消するかなどについて調査を行った後、具体的な方策を検討されると聞いておりますことから、これらの情報も取り入れ、要望活動の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、先日供用開始されました新名神高速道路の利用実態や、栗東市に新たに平成22年から23年を目途に建設されている名神高速道路のハーフインターの供用開始により、国道1号バイパスから大阪方面への乗降可能となることから、広域交通網の流れが変わることが予想されるため、直面する道路改良・交差点改良など道路アクションプログラムの見直しも含め、積極的に対応していただけるよう要望を強めてまいりたいと考えております。

3点目、竜王インター方面から役場への案内につきましては、国道477号の薬師信号前に1箇所、町道東西線に1箇所看板が設置されていますが、案内がわかりにくいということですので、原因の調査と看板の増設の必要性などについて、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

4点目、今後の地域活性化を考えた道路アクセスの整備についてでございます。道路整備は、地域住民皆様の生活の向上、活性化するうえにおいては大変重要な要因でありますことから、先の都市計画審議会でもご審議いただきましたが、町の基本となる道路網計画について、20年度から再検討を進めてまいりたいと考えております。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山議員。

1番（岡山富男） では質問させていただきます。

特に、今後三井不動産がこれからされますアウトレットモール、ちょうどインターの真ん前なのですが、それに伴い、国道477号線の渋滞、また、名神の本線までつながっていくという可能性が大きく伺うということになると思います。

今現在、新名神ができて、おおよそ2,000台ほどが竜王インターから少なくなったということを聞いておりますが、今回のアウトレットモール、また今後、県の方が調整されます県有地の工場誘致、これによって工場が来たりとかいうことで、あそこがより一層交通渋滞になると思います。

それに伴い、町長は今回、全員協議会で話がありましたが、東近江市の方の木村のスマートインター促進協議会に入られたというようにお聞きさせていただ

きました。町にとってこのことは、協議会に入るといことはどのようなメリットがあるのか。これは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） 今、岡山議員からスマートインターの件についてご質問がございました。この件につきましては、もうかねて竜王町にアウトレットモールが来るという話が出ましてから、これは竜王インターも大変なことになるのだなということから、どこか竜王町にも車を配分できる場所を求めないといけないなということが発端でございますが、国の方は、社会実験としてスマートインターを全国で200ヵ所つくるといような発表をされました。そのことによりまして、このスマートインターという声が高まってきたのが事実でございます。

このインターチェンジにつきましては、今、東近江市でございますが、木村のインターチェンジは、これはもうびわこ空港絡みの名神名阪の関係で木村にインターチェンジをつくると、こういうのが前提に聞いておったわけでございます。これは平成2年からの話でございますが、そういったことで、インターをつくるかということとは位置づけをされておったということでございます。

そして、今申しますように、スマートインターの話が出てまいりまして、東近江の方から国にいち早く要望されたということでございます。竜王町については、やはりつくらないといけないということで、いろいろ模索して、まだ国の方にもあげておりませんでしたけれども、いろいろな関係を通じまして、要望をさせてもらったところでございますが、国土交通省といたしましては、やはりこれは県が方向性を決められるものでありますので、県の主導ということが決まらなければだめですよと、こんな話もございました。

そういうようなことでございますし、県の方からも竜王町もスマートインターをつくるという話を聞いているが、2kmしか離れていない場所に2ヵ所もつくるといようなことは不可能でございますし、そして、自分たちのところでやるのであれば、これはもう全部費用負担でしていただければ、それはもう別の問題でございますと、こういう話でございました。

そういう説明の中で、別にこの木村の方にしても、地方道に迷惑のかからないようにアクセスはできるだけのことにはさせていただくといような県当局の説明でもございますし、また、滋賀国土事務所の方からも同じような説明に来ていただきまして、近くに2つもできるということ、これはとても豪儀なことであるので、やはり県が示しておられる木村のインターチェンジに竜王町も協力をして

もらえないかと、道路の地方道も同じようなことを申されました。アクセスについては、できるだけことはやりますと、こういうようなお話も聞かせてもらっておったわけでございます。

我々といたしましても、なんとしても近いところでつくっていききたいなということでもございましたけれども、やはり同じようなところで、これは競合していても将来に実りはしないものかという判断をいたしまして、やはり当初から手を挙げておられる東近江市の方に今回は協力をさせてもらいまして、また次回、竜王町の方にも、どの方向で出てくるかわかりませんが、協力をしていただける方が、今期のこの問題については得策ではなからうかなという判断をさせていただいて、このスマートインターにつきましては、木村地先で取り組んでいただくというようにしていただければということで、その方向性を竜王町は取らせていただいたというのが実情でございます。

これにつきましては、県の方も本当に何回も申しますけれども、国道447号の問題も出しておりました。前端的に協力はさせてもらいますということを申されました。そういうことで、我々もこれでひとつ地方道の整備はしていただけるものと、このように県を信頼させていただきまして、その方向性に協力をしていくということになったわけでございます。以上でございます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山議員。

1番（岡山富男） 町長から、このスマートインターの件に関して、それに伴って、国道477号の県の方へ要望していただき、拡幅等をできるという要望をされたということなのですが、そうすると、今まで竜王町にスマートインターということ町長は常に言われていました。それを今度封印するという今の回答かなと私はそういうように感じたのです。

もう2年か3年前には、町長は、甲賀市長・湖南市長・野洲市長・近江八幡市長に竜王町へ来ていただき、竜王でスマートインターをつくると、それに協力してほしいということを言われたと思います。その点には、甲賀市長は、新名神があるのでとかという話も聞かせてもらったのですが、特に近江八幡市長とか野洲市長・湖南市長とかは、それに協力ということ言われていたと思います。そのことを考えると、そちらの方に今の事情をしっかりと申されたのか。その判断をもって、東近江市の市長の方へ協力をしていくと、また県の方へ協力していくと言われたのか、お伺いをしたいと思います。

それと伴って、今後の県有地とか、また交差点緩和、こちら辺は竜王町にとっ

ではこれから大変重要なことだと思います。先ほど言われましたように、スマートインターをつくっても、下がきちんと整備できていなかったら何の意味もないというのはわかります。国道447号の関係と言われましたが、やはりそれに伴い、交差点の緩和をどうようにしていくのかと。そこら辺の考えは町長はどのように考えておられるのか、以上よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） 再度の質問にお答えさせていただきます。

この問題は、非常に真剣に考えたわけでございます。しかし、この問題につきましては、県の方からのいろいろなご指導を聞きますと、竜王町もただ単に、何としてもスマートインターを位置づけするということが得策か。将来、これはえらいことしたなということになるのか、その判断に苦しんだわけでございますが、同じ圏域の中で横車を押しているということは、竜王町としては得策にはならないという判断もありますし、また交差点改良、国道の整備、これについても非常に影響が出てくるということを判断したわけであります。

そういうことから、やはり、この際はお声をかけさせていただいた皆さまには誠に、「何をしているのだ」というようなお叱りを受けました。事実受けたわけです。しかし、私も、後々そういう問題があっても、もうひとつ大きく問題が残らないようにということで、その判断で決断をさせてもらったわけでございます。そのことにより、県の方もよりよい返事をいただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（寺島健一） 6番、圖司重夫議員。

6番（圖司重夫） 平成20年第1回定例会一般質問。6番、圖司重夫。道の駅「竜王かがみの里」に通じるアクセス道路について。平成16年第1回定例会の一般質問において、この問題について質問いたしましたが、再度質問させていただきます。

道の駅「竜王かがみの里」は、平成15年11月にオープンされて以来、経営努力もあり、年々営業成績を伸ばされ、平成18年度における売上高は約2億3,700万円で、そのうち野菜等、道の駅出荷組合が取り扱われている農産物は約7,000万円となっております。出荷組合の組合員130名余りのうち常時約80名の方が、連日、精力的に野菜等を出荷されている状況であります。

しかしながら、道の駅に通じる道路としては、国道以外にはルシアン竜王レースの敷地内を通行している状態であります。道の駅アクセス道路として、平成1

4年に町が路線を決定、2車線片側歩道という計画で、すでに路線にかかる地権者の同意は得られています。約2年前より道路にかかる土地の官民・民境界確定作業をされておりますが、あと数筆確定できていない土地があるとも聞いております。

このアクセス道路については、第五次竜王町国土利用計画の土地利用構想図にも入っており、道の駅関係者・地元だけでなく一般客も利用される大変重要な道路だと考えます。土地確定作業の推移と見通し、土地買上げ、道路建設等の計画および事業費・財源について、町当局のご所見をお伺いします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） 圖司重夫議員さんの「道の駅「竜王かがみの里」に通じるアクセス道路について」のご質問に、お答えいたします。

この道路は、町道鏡七里線から国道8号を結ぶ延長約550mの道路であります。平成13年に地元要望を受けまして、測量・設計・官民境界確定作業などを実施してまいりました。今日まで年月を要しております原因といたしまして、現地と公図が合わないことにより、境界確定が成立しなかったことが大きな要因であります。

そこで、18年度・19年度におきまして公図等の整理を行っており、今年度、その整理を終えることができますことから、20年度におきましては、官民の確定に引続き、民地と民地の境界確定をお願いする段取りとなっております。関係する全ての境界が確定いたしますと、各筆ごとの用地の面積が確定することとなり、道路用地の面積を積算する運びとなります。

また、特にこの路線は文化財の宝庫であるといわれており、文化財調査の結果、道路法線については、再検討を要する必要があるのではないかと考えております。

また、これらの財源対応につきましては、道路補助事業等により対応したく、その進めをいたしているところであります。

事業の着手につきましては、用地買収の進捗状況によりますが、平成21年度から22年度を予定しております。また、事業費につきましては、約3億5,000万円を想定しております。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、圖司議員。

6番（圖司重夫） ありがとうございます。まずもって、田中課長さんはじめ町の執行部の皆さんには、長年にわたりまして、平成13年からですけれども、この土地アクセス道路に関しまして、いろいろと調べていただいたり、設計していた

だいたということで大変感謝申し上げる次第でございます。

大変この難しい事業であることはよくわかるのですが、私らは詳しいことはわかりませんが、民境界・土地の確定等につきまして、プロの土地家屋調査協会ですか、そういうところには委託されているということも聞いておりますし、土地を調べると、触るということは大変難しいとは思いますが、私の本音といたしまして、ちょっと時間がかかり過ぎるのではないのかと、このように思っております。

それと、今、田中課長さんが答えていただきました、この民境界等に関する、もう少し具体的な、今年度中ということは今19年度でございますし、19年度に本当に終わるのかという、そこら辺をはっきり明確に答えていただきたいのと、あと、文化財調査も言われましたし、民境界のことも言われましたし、そこら辺のもう少し詳しい日程等、差支えのない範囲でお答えいただきたいと思っております。

それと、先ほど岡山議員さんの質問の中で、今、町道の整備で、あちこち整備を今後急いでやっていかなければならないということで、中心核づくりの道路関係の整備、またアウトレットモール関係の道路整備、町道整備等いろいろあるわけでございますけれども、これは急に終わったらいいのですけれども、ともすると、このアクセス道路が後回しと言いますか、大変な財源も必要ですし、後回しになるのと違うかなというような心配もしておるわけでございますけれども、そこら辺、今後も精力的に取り組んでいくというようなことで返答がほしいわけでございます。

このアクセス道路は、本当によくご存知だと思いますけれども、鏡交差点での朝夕の交通渋滞、また、国道8号も慢性的に東西向きが渋滞しております。その点、ただ単なるアクセス道路だけではなく、また道の駅に出入りするだけでなく、周辺の渋滞を緩和させてくれる大変重要な道かなというふうに思っております。

ということで、前置きが長いのですが、数点にわたりまして、田中課長さんのご返答をよろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

建設水道課長（田中秀樹） ただいま圖司議員さんから数点再質問をいただきました。

まず、境界確定とかの詳細につきましてでございます。民境界確定につきましては、20年度というように今説明をさせていただきました。18年度・19年度におきまして、公図の訂正を行っております。それができ次第、官民と合わせて

民境界ということで、特に山間のところがまだ未確定があります。その部分を20年度にお願いしたいと思っております。

また、文化財調査につきましては、官民境界、また民境界などの土地の位置関係、また用地買収の幅などが決まりかけた段階におきまして、調査にと考えております。時期的に、21年度ぐらいになるかなというように思っていますが、今のところ、そういう計画をしています。

2点目、町全体の道路計画において、この道がいつの時点になるかということでございます。これは町の計画の中で、竜王中央地区のまちづくり交付金事業というのが説明もさせていただいたところでございますが、その中におきまして、まず小口八重谷線についてと、また西通り線につきましては歩道整備をしていこうということで、20年度から計画をしています。

そういう全体的な動きの中でありまして、この道路につきましては、その進捗状況を見ながらということで、今考えておりますのが、仮称ですけれども、北部地区まちづくり交付金という中で動けばということを考えておりまして、今動いています事業に引き続いて事業を進めていくという段取りをしておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（寺島健一） 6番、圖司議員。

6番（圖司重夫） ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（寺島健一） 4番、山田義明議員。

4番（山田義明） 今年の6月に予定されております竜王町長選挙での山口町長の再出馬につきまして、お伺いいたします。

山口町長におかれましては、平成16年6月に就任されて以来、「若者定住のまちづくり」を基本路線として、健全な財政運営をはじめ、竜王町行政改革集中改革プランの推進、竜王インターチェンジ周辺の土地活用構想ならびに竜王町中心核づくりの推進について、精力的に取り組まれてきました。また、少子高齢化が進む中、住民福祉の向上を図るため、幅広い福祉対策に取り組まれたことは、衆目の一致するところでございます。

竜王町ならびに竜王町を取り巻く環境は一層厳しくなる中、今こそ地方自らの判断と責任において、地域の特性を生かした主体的なまちづくりが求められているところであります。次期町長選において山口町長の動向が最も注目されているところでございます。町長2期目の出馬について、所信をお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 山口町長。

町長（山口喜代治） ただいま山田議員から、私の進退についてご質問をいただきましたが、このことにつきましては、昨年12月議会におきましても函司議員さんからご質問をいただいたところでもあります。その時点では、諸般の状勢判断を含めまして、熟慮熟考するため、今しばらく時間をいただきたいとお答えをさせていただいたところでもあります。

その後におきまして、私なりに進退問題について、結論を出すべく真剣に考えさせていただいてきたところではありますが、任期も残すところあと3か月となりました。いよいよ、その決断をすべき時に至っております。

思い返してみますと、平成16年の春、長年の議員経験と町への熱い思いから、各位のご推挙をいただきまして、厳しい選挙戦にも勝ち抜き、町の最高責任者である町長に就任させていただいたところでもあります。

竜王町は、第2代の村地町長時代に、ダイハツ工業をはじめとする町の活性化とゆるぎない財政基盤確立のための企業誘致構想を策定されるとともに、町の中央には名神高速道路を走らせ、インターチェンジを設け、西の山に明かりを灯すという遠大な構想をおつくりいただいたものであります。

その後、平田町長・森嶋町長・井上町長・福島町長におかれまして、夢の構想を実現すべく、着実に町政を進展させてきていただいたところでもございます。

私も、先人の意思を引き継ぎ、次々になし得ていただきました大きな事業を停滞させることのないよう、町民皆様方の深いご理解とご支援をいただきながら、まちづくりに邁進させていただいたところでもあります。

おかげをもちまして、全国の町が財政問題で厳しい状況に追い込まれる中、就任直後の平成17年から連続して財政力指数1をなしえ、地方交付税の不交付団体として、県内外からもうらやましがられている町であり、竜王町を維持してきたところでもあります。

特に近年の厳しい行財政改革にありましては、議員各位・職員・町民皆さんにも、厳しい対応をお願いさせていただいたところではありますが、町の将来のためにと、それぞれご理解をいただき、ご協力をいただきましたことは、何よりの喜びと力を得るものであります。

その結果も相まって、私が就任当初から実現したい3つの柱、「町の中心核づくり、インター周辺の開発、若者定住に向けたまちづくり」が、いよいよ姿を現す段階となってきました。中でも、インター周辺のアウトレットモールにつきましては、西武不動産の撤退が報道される中、粘り強く交渉を重ね、16haの土地

を竜王町に寄付願うとともに、新たなパートナーを得て、開発を現実のものとして、来春からは計画区域に町道も走らせ、西の山に明かりを灯す計画を具体化させていただいたところであります。

同時に、懸案でありました県有地につきましても、リゾート開発から脱却し、3年後には企業立地が確実な土地として新たな道筋をつけさせていただきました。

また、町の中心核づくりにつきましても、地元地権者の皆様のご賛同とご協力がいただける段階となり、今春から国のまちづくり交付金事業を活用して道路等のインフラ整備に着手し、いよいよ待望の商業施設を誘致させていただけることとなりました。

あわせて、若者定住に向けた諸施策についても、都市計画やマスタープランの見直しなど、確実にその進めをさせていただいているところであります。

また、議会開会日の所信でも申しあげましたとおり、財政面におきましても多額の起債償還について平準化を図り、確実な償還計画のもとに財政の健全化に取り組み、平成19年度末の補正予算では、将来のまちづくりのため基金として積み上げをさせていただいたところであります。

これらのことから、今まさに未来に向けた体勢が整ったと申し上げても過言ではないと考えます。

さらに、より大きな希望をもてるまちづくりを目指す合併問題につきましても、竜王町合併推進検討会議から答申をいただくことができ、今後は議会の皆様をはじめ内外の声をよく聞き、合意形成に向けて取り組む段階となつてまいりました。

ほかにも、より豊かで安心して暮らせるまちづくりに向けては、さまざまな課題も山積しているところではありますが、ふと目を閉じ、静かに私自身のことを考えますとき、その年齢のことを考えずにはおれません。若者のための未来のまちづくりを考える私が後期高齢者の年代となり、その身体的能力も限界に近いのではないかと、まちづくりへの熱い思いは持っていますが、力が入りきらないのではないかとおもわれます。

昨年からは少し目を患い、その影響もあって視力が衰えてきているようで、文書が二重に見えることがしばしばあり、公務に支障をきたすのではないかと心配することもあります。年とともに老化が進んでいると自覚いたしますとき、皆様にご迷惑をおかけしないうちにと考え、誠に勝手気ままなことを申し上げ、申し訳ございませんが、今期限りで退任をさせていただくことを硬く心に決めておりま

すので、お許しをいただきますとともに、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、進退に関するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田議員。

4番（山田義明） 返事をいただきましたが、大変残念でなりません。

山口町長におかれましては、竜王町の目指す新しい目標を掲げられ、それに向かって町全体が一丸となって取り組んできたところですが、就任された当時は財政事情も大変厳しく、まずはこれの建て直しと行財政改革をしっかりと実施しなくてはならず、町民の皆さまにもご理解を得ながら進められてきました。

この間、自律推進計画を着実に進められ、企業誘致条例により多額の税収入を得られ、一息つきつつもピークを迎えた町債の返還においては、平準化の実施で乗り切られ、竜王町の行財政基盤を固められたことは、町民一同大変ありがたく思っております。

また、西武の土地問題においても、格別のご努力により大きな土地が竜王町へ無償譲渡され、町の資産となりました。インター周辺のこれからを考えると、大変ありがたいものです。

アウトレット等の進出によるインター周辺の開発は、公約に掲げられたとおりいよいよ勢いづき、県有地の開発へと弾みがつき、企業立地促進法の適用指定を受けることとなりました。

また、町民の日常生活の利便性を高め、商業・業務機能が集積する本町の中心核を実現するため、土地利用に大変厳しい規制に対し地区計画等の活用で突破口を見つけられ、いよいよ「若者定住」等の公約も大変やりやすくなる状態を築いていただき、これからのまちづくりが存分にできる状態ができつつあり、他の市町に誇れるまちをつくっていただき、ありがとうございました。

あと3ヵ月の任期となりました。体には十分留意され、任期を満了されることをご祈念申し上げ、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。以上でございます。

○議長（寺島健一） 11番、若井敏子議員。

11番（若井敏子） 最後の質問です。よろしくお願いします。障がい児教育の推進についてお伺いをします。

小学校や中学校では、特別支援教育に取り組んでいただいております。それでも、身体や知的障がいに加え学習障がいなどの軽度発達障がいのための特別支援が必要な児童生徒も年々増える傾向にあることから、まだまだ不十分だと思いま

す。現在の竜王町の今日までと今後の取り組みについてお伺いします。

数年前、竜王町では、特別に支援が必要な児童生徒がいるにもかかわらず、対応する教師が足りなくて、ボランティアを頼んでクラスを持たない先生すべてが対応するという、異常な事態が起きました。町は急遽補正対応で町単の加配をされましたが、特別支援にはどうしても人材が必要で、そのための予算が必要だと考えます。マンツーマンの体制こそ、特別支援を求める子どもたちの学ぶ権利を保障することになるのではないかと考え、国に予算を求めながら、実情に応じた単独の予算も必要だと考えています。

現場から声をあげていただきという立場で、教育委員会にご所見をお伺いします。よろしくおねがいします。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 若井敏子議員さんの「障がい児教育の推進のために」のご質問にお答えいたします。

まず、現在の竜王町の取り組みについてであります。今年度から特別支援教育が始まり、今までの障がい児教育にとどまることなく、さらに広範囲な教育として進みはじめたところです。

竜王町では、3年前から教育支援室を中心に、学校における特別支援教育の研修を実施しております。特に、軽度発達障がい的小朋友さんは、学校不適應を起こすことが多く見られ、今までのいじめや不登校対策としての指導に特別支援教育の視点を取り入れた指導や支援を実施しております。そして、各学校に設置しております相談員や、大学生のスクーリング・ケアサポーターを派遣する際にも、特別支援教育の視点を含んだ体制で支援を行っております。

また、軽度発達障がいは、小学校高学年や中学生の問題行動から発見されることも多くあり、その兆しは幼児期・就学前からあるということもわかり、今では早期発見、早期対応という姿勢で取り組んでおります。

次年度の計画につきましても、軽度発達障がい的小朋友さんについては、適切な支援の配慮が早期にあれば、学校生活が円滑に送ることができ、社会でも十分生活ができると言われていたことから、保・幼・小・中の連携を各学校のコーディネーターを中心に図り、さらなる児童理解に努め、早期発見・早期対応に努めてまいります。

しかし、個々の問題や課題は見た目では大変わかりにくく、子どもたちが学校や周りの環境に対し不適應を表している状況を捉え、怠けているとか、わがまま

な子どもなどと思われ、障がいも一般にも理解されにくいことが多く、親が甘やかしているとか、教師の指導力不足のせいであるなどと捉えられることが多いのも事実であります。

このような子どもたちの理解や教育指導にあたっては、障がいの見極めが大変難しいため、直接子どもたちの教育を担当する教師が保護者の方々と十分話し合い、協力し合い、研修・研究を積み重ねた上、子どもたち一人ひとりを十分理解するための関わりを持つことが必要であるとの認識に基づき、学校に対し指導・助言を行っております。そして、子どもたち一人ひとりの就学指導につきましても、担任を中心に子どもの理解を深め、問題や課題の整理を行い、それに基づき町の巡回相談や心身障害児就学指導委員会で観察訪問や協議を実施し、適正な就学の方向性を導きたいと考えております。

また、議員ご承知のとおり、町のことばの教室の取り組みでは、就学前の教育相談や療育指導を積極的に行い、小学校での指導につなげてまいりたいと考えております。

一方、議員ご指摘のとおり、実際、障がい児教育・特別支援教育を進めるに当たり、学校現場の人材とともに、支援員の配置ということも大きな力になってまいります。特に、支援を必要とする子どもたちへ、学校教育活動上の日常生活の介助や学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の配置を行うために、地方交付税の基準財政需要額として、来年度は1校につき120万円が算入されています。

しかし、竜王町は不交付団体のため町独自の措置で対応することになりますが、そのための来年度の予算措置につきましては、両小学校・中学校に各1名ずつ配置ができるよう、1校あたり約140万円の予算を計上いたしました。それに加え、幼稚園につきましては、就学前の特別支援教育の推進を図るため、3歳児の各学級に1名の加配を配置し、複数での対応を行い、4歳児・5歳児では発達障がい有する幼児に対応する臨時職員を、適正数加配する計画も持っております。

このように、学校現場の教師力もさまざまな研修により向上させていくことはもちろん、子どもたち一人ひとりに対する個別の指導計画に添って適切な支援ができるよう、教育委員会といたしましても関係機関との連携をさらに強め、多様な方法を実施・検証しながら、指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

加えまして、来年度から学務課に設置しておりました「教育支援室」が名称を変え、健康推進課へ「発達支援室」として移行されます。発達支援のキーステー

ションとして、乳幼児期から就学期を経て就労に至るまで、連続した支援体制が組まれます。専門的で一貫した支援とともに、保護者の相談のよりどころとしても機能し、幼稚園や保育園、小・中学校との連携により、一人ひとりの子どもに合った教育的ニーズをつかみ、幅の広い指導がなされることとなります。温かい多くの目と心で見守られながら、子どもたちにとって、ゆっくりと確実に育つ環境づくりに対しご理解いただき、さらなるご支援をお願いいたしまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井敏子議員。

11番（若井敏子） 詳しくお話をいただきまして、メモがとれないぐらいだったのですけれども、確かにいろいろなことをやるということについての構えみたいなものは、お話の中で十分理解できるところなのですが、それが結局最終的には、140万円で配置する人と、今おっしゃった3歳児各1名、4歳児・5歳児の臨時の加配ということになるのかなというふうに思うのですね。

やはり、この特別支援教育に必要なのは、どうしてもやはり人材であり、お話の中にもありましたけれども、支援の体制ですから人だと思えるのですね。これだけたくさん言われたわりには、それだけの人でできるのかというのがちょっと疑問に思うところで、140万円の人というのは、毎日来ていただける人なのかという心配もありますので、実際の人員がクラスに張り付ける状態はどういう状態になるのかということ、改めてお伺いしておきたいと思うのです。

私もいろいろ考えてきたことをまとめていく中で、お話の中はかなり重なっているところがあるのかなと思うのですが、この問題での取り組みというのは、私は3つぐらいの取り組みが必要なのではないのかなというふうに思っていました、1つ目は先生のお話と重なっているなと思っているのですけれども、障がいを持った子どももいますし、また、障がいはなくてもいろいろな困難を抱えた子どもがいるわけですから、そういう子どもの成長を丁寧に支える体制をつくる、結局人を増やすこと、条件整備をすることなのかなと、これがまず1つ目に大事なことで、2つ目はやはり、竜王の場合は、お話にもありましたように今までの経験というのがあるわけですから、その経験を基礎にしながら、全体の水準を引き上げる努力というふうなことも必要なかなと思います。

3つ目には、これは先生のお話にはなかったのかなと思うのですけれども、障がいを持っている人たちが地域で暮らす、何人か今までから出会って、お話をしてきた人たちというのは、どうしても地域から離れてしまう。孤独になりがち

たいなところがあるのではないのかなという意味で、障がいを持った人たちが地域で暮らして、発達する権利を地域の中で保障されるということも大変必要なことで、放課後ですとか休日ですとか、家以外でも安心して暮らせる権利を地域的に保障する、そういう体制みたいなものも大事で、学校としては、ぜひ地域と密着するような体制をつくること、また言えば社会教育との連携と言うか、そういったことも必要ではないのかなというふうに思っているのですね。

そういう取り組みをこれからは広げていかなければいけないのではないのかなということをおもっておりまして、そこらあたりに対してはどのようにお考えなのかを、お伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） まだまだまとまっておらない部分はございますけれども、まず140万円の配置ということでございますけれども、今年度さまざまな相談員さん・支援員さんの配置によりまして対応してきたわけですが、来年度につきましては、その140万円の配置というものは、各校に1名ずつ配置をします。その期間につきましても、算出根拠につきまして、臨時のお方ということ、掛ける203日、つまり稼業期間にそれを掛けたもの、それが約140万円ということになります。

もちろん各学校のご要望、あるいは必要な状況というものが違ってまいりますので、相談員さんを派遣する場合は、学校で支援が必要となる子どもさんの支援計画をしっかりとつくりいただきまして、学校内の就学指導委員会でしっかり検討をしていただきまして、教育委員会の方に派遣の申請をしていただくと。細かくその仕組みを述べたわけですが、一応期間的あるいは人材的には、支援員という位置づけで来年度は配置をしていく予定をしております。

それから、人材を増やすということで、お金のことにも絡みますけれども、竜王町の場合、人を増やすということで、例えば、心のオアシス相談員さんというのも、今年度は県の財政でもって配置をしていただいたわけですが、来年度それが切れるということで、同じように心のオアシス相談員さんは、各学校、2小学校・1中学校に配置をするわけですが、財政と言いますか、お金を持つところは、県から町に変わるということで、町自体にしましては1名増やす。ただ、学校現場としては、人員としては増えていないというふうな受け止めになるかもわかりません。

それから、スクーリングケアサポーターにつきましても、人を増やすという意

味もあって大学生にお願いをしているわけですが、ただ人をつければよいということではなくて、やはりその大学生の方、経験も浅いということで、今年度の場合は年間3回ほど研修をいたしまして、特別支援教育にかかる派遣、そういう部分が非常に大きいということも大学生なりにご理解をいただきながら派遣をしていったというふうなことがございます。

それから、過去今までやってきた竜王町の経験・実績そういうようなものを積み重ねた上で、さらなる教育支援をというご意見でございますけれども、これにつきましては、先ほど最後の方に述べました発達支援室、その部分についてキー・ステーションにさせていただいて、各学校あるいは教育委員会あるいは健康推進課各々が取り組んできたことをしっかりまとめていただいて、将来に結びつく支援ができればという方向で考えていくということでございますので、新しくできる室のその取り組みを、また検証しながら進めていきたいと思っております。

最後、ご質問にしました将来、地域の中で暮らしていける障がい児さんに対する支援ということ。これは議員がおっしゃいましたとおり、社会教育との絡み、また学校現場では学校の支援はしていきますけれども、学校から社会に出る出口、そこについても、やはり子どもたちの将来を考えた上での指導・支援というものも学校の中で考えていく。それを具体的にするのは、社会に出る受け皿を増やしていくというふうなこと。それから、社会教育の立場でいろいろな行事も含めて取り組みを行っていくということも、子どもたちの発達の段階を踏まえて、見極めて、今後考えていかなければならないことというふうに認識はしております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井敏子議員。

11番（若井敏子） どうしてもその140万円の方がどういうふうな仕事をされるのか、よく見えないのですね。ちょっと今、算出の根拠みたいなものをお話しになっているのですが、それがちょっとよくわからないのですが、例えば、月曜日から金曜日まで朝9時から3時までお勤めしていただく、学校が開いている日は、ずっと来てもらうというそういう形になるのでしょうか。

実は、大変私的なことで申し訳ないのですが、私の子どもも今、西小学校で特別支援室の子どもさんと一緒に勉強をしているのですが、竜王町では、本当に役場を退職された方ですとか、あるいは教育経験者ですとか、青年ボランティアなど数多くの支援の体制ができていて、このこと自体は本当に大事なことで、こういう体制をつくられているということについても本当に敬意を表するとこ

るのですけれども、やはり今もお話があったスクーリングケアサポーターも、年3回教育をしているのだという話で言えば、全く未経験の人が対応しているわけですからもちろん十分ではない。先ほどのいろいろな費用をきちんとお支払いして来られる県の方も、結局週3日で午前中だけしかおられないという体制だったのが、今度また変わって来られる方はどういう体制をされるのかわからないですが、やはり「人」なのですよね。

きちんとした専門的な知識を持った人がきちんと配置されるということがとても大事なことで、先ほど歩道のことについて一番最初に質問された方に対して、課長は、教育委員会の力ではどうしようもないことだとおっしゃったのですけれども、この辺は、やはりこうなってきましたと教育委員会の力ではどうしようもないことだと言われそうな気がしますので、ぜひ教育に対する予算を配分するという意味で、財政の方の立場でどういう形の支援ができるのか、現場の声をどこまで聞いてもらっていて、どういう体制をしようとしているのかについては、お答えもいただきたいところだなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 木村学務課長。

学務課長（木村公信） 再度の若井議員のご質問にお答えいたします。

140万円の算出根拠について先ほど述べたわけですが、203日、要するに、学校の開業期間、毎日8時間来ていただけるというふうな設定をしております。ただし、先ほども述べましたように、学校のこういう活動で、この子に対してこのような支援が要るために来ていただきたいということを、まず学校がしっかり把握すると、その指導をするのはもちろん教育委員会なのですけれども、その上で予算、あるいは設定としては8時間稼業日に毎日来ていただけるものは組んでいるということでございます。

それから、その来ていただける方、もちろん未経験の方というわけではなくて、今まで相談員さん・支援員さんを経験された方をお願いしていくという考えを持ってありますし、ただ、特別教育の支援員さんの業務内容と言いますか、お仕事の内容というものも大変幅広く、先ほど1回目の答弁でもお答えしましたように、学校教育活動上の「日常生活の介助」と申しましても、発達段階による、あるいは障がいの程度にもよりますけれども食事の世話、つまり学校で言いますと給食を食べる時の世話であるとか、排泄の世話・補助、それから身体障がいの部分の障がいを持つ子どもたちに対しては、車椅子、教室移動の補助等々がございまずし、また学習活動上のサポートと言いましても、LD、障がい児の児童生徒に

に対する学習の支援、それからまたADHD（注意欠陥多動性障害）を持つ児童生徒の安全確保、つまり注意不足であり行動が激しい、そういう子どもたちに対する安全確保、そういうような部分、多種多様の支援の内容がございます。

そういった部分を学校の方で整理していただいて、こういう形でこういうものをお願いしたいというものを受けてするものというふうに思っております。

そして、最後にもう1つ付け加えて申し述べますと、やはり何回も言いましたとおり、学校と保護者さんが十分話し合った中で、この支援について進めていくということが大事でありますし、保護者さんのご要望もたくさんお聞きする中、学校と保護者が直に話し合う研修であったり、その研修の場に講師さんに来ていただいて、実際の事例などをお話ししていただくと、そういうようなものが大変有効であるというふうなお話を聞きました。

今年度も、各学校にそういう研修会をした実績がございます。そういうご要望を聞きながら、学校の方にも、こういうものを保護者さんが実際に望んでおられる、もちろん学校の方にもお伝えをいただいていると思うのですが、具体的にそういうものを増やしていただきたいというふうな指導も併せて行ってまいりたいと思っております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 岩井教育長。

教育長（岩井實成） 失礼します。今いろいろご質問を受けている部分で、私の思いを少し話ささせていただければなというふうに思います。

私がちょうど新任で八日市の今の船岡中学校に勤務しておる時に、ちょうど竜王中学校で担任を受け持っておられた先生が、ちょうどその学校におられました。当時は「障害児学級」と言っていましたけれども、今は「特別支援学級」と言うのですけれども、そこの担任をしておられました。私もちょうど新採用ということで、何もわからない時に、私の恩師ということでよくお話を聞かせていただいたりしました。

そういった中で、「岩井君よ、これから何十年、30数年教師として生きていくのだったら、私の学級へ遊びに来いよ」と、「そこでいろいろなことを学べ」と、「教師として教えることも学び、また、子どもたちの持っている課題、そういったものもわかるだろう」と、そんな思いがあったのではなかろうかなというふうに思います。

それを聞いて以来、1週間に1～2回遊びに行っていました。その時に先生がおっしゃったのは、以前では障害児教育ですけれども、これが教育の原点だと、

このことをここでしっかりと子どもたちに教育ができたり教えたり、またその子が理解をされると、これがしっかりとお前の身についたら、通常学級で立派な先生になれるのだと、そんな話を聞かせてもらいました。そういった時から、私はそういった子どもたちにいろいろな目を向けていかなければいけないなという思いをしていました。

また、弱い立場に置かれている子どもたち、親さん、そういったものの立場に立ってものを考えなければならないなと、そういったことを教えていただきました。ずっと教師を辞めるまで、そういった思いを持ちながら続けてまいりました。

そういった中で人権教育、前は同和教育と言っていましたけれども、人権教育と福祉は総合行政で取り組むのだと、学校は教育委員会だけではなく、これは町長部局だけではなく、人権とそして福祉は全領域、総合行政、そういったものの中で取り組むのだということを知りました。

今の特別支援教育につきましても、最近それぞれの学級で数パーセントの子どもたちがいるのだと、そういうふうなデータも出ておりますし、現に聞かせてももらいます。竜王の中でも、そういった子どもたちがいるということもはっきりとしております。

今も若井議員さんがおっしゃった、どうしようもない部分、教育委員会としてなんともできない部分をやる、そういったものをやはりこれから総合的な総合行政、そういった中でこの問題も私は取り組んでいきたいなという思いをいたしております。

先ほど来、学務課長からいろいろな取り組み等申し上げましたけれども、そういったものを大事にし、また、そういう思いを役場の中で、すべての人たちでこの問題に取り組んでいきたいなという思いをしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 赤佐総務課長。

総務課長（赤佐九彦） ただいまの質問に関連して、財政面でのお話でございます。

町長も教育長も、常に「人づくりはまちづくり」とおっしゃっていただいているところでございます。そうした中で、まちづくりに必要な経費、人づくりに必要な経費というのは、可能な限り予算措置をしてまいりたいと考えております。

特に、先ほど来ございました教育に関連いたしまして必要な予算につきましては、教育委員会の中で十分に費用対効果も検証いただき、それをまた要求としてあげていただきましたものにつきましては、それらのことを十分勘案して、可能

な限り予算配置をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（寺島健一） これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦労さまでございま
した。

散会 午後 8 時 4 4 分